

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
平成12年度各会計財務監査（平成11年度執行分）の結果に関する報告を  
次のとおり提出する。

平成13年2月13日

東京都監査委員	矢部	一
同	森田	安孝
同	横山	樹
同	藤原	房子

## 目 次

[ 総 括 ]	
第1 監 査 の 方 針	1
第2 監 査 の 実 施 状 況	1
第3 監 査 結 果 の 概 要	2
[ 局 別 事 項 ]	
政 策 報 道 室	7
総 務 局	8
都 立 大 学	1 3
財 務 局	1 7
主 税 局	1 8
生 活 文 化 局	2 7
都 市 計 画 局	2 8
環 境 局	3 0
福 祉 局	3 4
高 齢 者 施 策 推 進 室	3 8
衛 生 局	4 2
労 働 経 済 局	4 8
中 央 卸 売 市 場	5 1
住 宅 局	5 4
多 摩 都 市 整 備 本 部	5 8
建 設 局	5 9
港 湾 局	6 3
出 納 長 室	6 5
東 京 消 防 庁	6 6
交 通 局	6 7
水 道 局	7 0
下 水 道 局	7 3
教 育 庁	7 9
警 視 庁	8 6
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	8 7
人 事 委 員 会 事 務 局	8 8
監 査 事 務 局	8 9
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局	9 0
収 用 委 員 会 事 務 局	9 1
議 会 局	9 2

# [ 総 括 ]

## 第1 監査の方針

都の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、最少の経費で最大の効果を挙げているかどうかに留意し、予算の執行及び財産管理などが、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうかについて検証するとともに、財務に関する事務について、その執行に当たり効率化に努めているかなどの有効性及び効率性の観点に十分留意して実施する。

## 第2 監査の実施状況

### 1 監査の対象

財務監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づき、東京都の歳入・歳出・財産管理などの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、毎年度実施している監査である。

今回の監査においては、財務に関する事務の執行などについて全般的に監査するとともに、印刷物作成経費を重点監査事項として設定し、契約件数6,337件、契約金額48億8,470万余円を監査対象としている。

### 2 監査の実施状況

#### (1) 監査の実施期間

平成12年4月24日から平成13年1月17日まで

#### (2) 実地監査を行った本庁・事業所

	監査対象箇所数	監査実施箇所数	実施率
本 庁	152部	152部	100%
事業所	868所	304所	35.0
計	1,020	456	44.7

### 第3 監査結果の概要

#### 1 指摘の局別等の件数及び指摘金額

指摘の局別及び歳入等の分類別件数並びに指摘とした金額は、次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

局名	指摘事項分類	歳入 (収入)	歳出 (支出)		財産	その他	計	意見要望
			重点事項	その他				
総務局		1	2	2			5	
都立大学			3	1	1	1	6	1
主税局		4	1		2		7	
生活文化局						1	1	
都市計画局				1			1	
環境局			2	1	1		4	
福祉局		2	1	3			6	1
高齢者施策推進室		2	3	1			6	1
衛生局		3	4		1		8	1
労働経済局			1	1	1		3	
中央卸売市場				1			1	
住宅局			3	1	1		5	
建設局		2	1	1			4	
港湾局				1			1	
交通局			1	1	1		3	2
水道局			2	2			4	
下水道局		1	2	1			4	
教育庁		1	2	3	1	1	8	3
議会局			1				1	
指摘事項計		16	29	21	9	3	78	9
指摘金額		4,044	828	1,438	0	0	6,310	

(注)指摘金額は、監査事務局の試算である。

## 2 主な指摘の概要

### (1) 重点監査事項（歳出）

東京都は、都が作成する印刷物について、再生紙の利用を積極的に進めるとともに、ページ数や部数が必要最小限となるよう配慮し、財政再建を進めるなかで、印刷物作成経費や消耗品購入経費などの一般需用費を含む管理事務費については、なお一層の削減を図っていく必要があるとしている。今年度の重点監査事項としては、各局等がこのような施策・方針に基づき、一般需用費のうち印刷物作成に係る経費を適正かつ経済的・効率的に執行しているかを検証した。その主な内容は次のとおりである。

指 摘 内 容	件 数
予定価額の設定や契約方法が適切であれば、経費の節減、事務の効率化が図れたもの	9
印刷原稿の誤りなどにより、再度印刷を行うなど、不経済な状況となっているもの	3
印刷物については、再生紙を使用すること、その場合、古紙配合率等を記載すべきこととする基本方針が示されているにもかかわらず、これらが適切に行われていないもの	9

### (2) 歳入（収入）関係

主な内容は次のとおり。

指 摘 内 容	件 数
都税について、評価の誤り等により課税不足または課税超過となっているもの	4
請求漏れや計算間違いなどにより、収入漏れとなっているもの	8
事務処理が遅れたため、収入が遅れているもの	3

### (3) 歳出(支出) 契約関係

主な内容は次のとおり。

指 摘 内 容	件 数
不適切な契約内容、誤った請求に基づく過大な支出、事務処理の遅延などによる延滞金の支払、等により不経済な支出が行われているもの	7
減額制度を利用すれば、経費の節減が図れたもの	2
特命理由が適切でない、経費の内訳が不明確であるなど、契約の公平性・透明性の確保に問題があるもの	3

### (4) 財産関係

主な内容は次のとおり。

指 摘 内 容	件 数
公有財産等の登録が適切に行われていないもの	6
毒物・劇物の管理に問題があるもの	2

## 第4 観点別に見た指摘等の概要

監査の実施に当たっては、予算の執行及び財産管理などが、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかという合规性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果が上がるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性、事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性などにも十分留意することとしている。これらの観点別に見た監査結果の概要は、以下のとおりである。

### 1 合规性の観点からの指摘

合规性の観点は、財務監査における基本的な観点であり、今回の財務監査においても指摘等の約8割を占めている。その主な事例は、次のとおりである。

家屋に係る固定資産税・都市計画税の減免を適正に行うべきもの

荒川都税事務所ほか1都税事務所では、他の者に譲渡されるなど減免事由が止んだ日以降も引き続き、固定資産税・都市計画税を減免（減免額の試算合計 298万1,600円）し続けていた。

（主税局 p.21）

診療報酬の請求を適正に行うべきもの

衛生局の大塚病院及び神経病院並びに高齢者施策推進室の多摩老人医療センターにおいて、算定の誤り等により、請求すべき診療報酬が請求漏れとなっている事例が認められた。

（衛生局 p.44, p.45）

（高齢者施策推進室 p.38）

契約方法について検討すべきもの

交通局は、東京都交通局協力会ほか1社との間で、平成11年度において、合計39件の特命随意契約（契約金額合計 40億6,150万6,000円）を締結しているが、その多くの契約案件について、特命とする理由に乏しいことなど、契約方法を検討すべきものが認められた。

（交通局 p.69）

この観点からの指摘等に関しては、契約事務処理が事後となっているもの、随意契約を行うことのできる条件を満たしていないにもかかわらず随意契約を行っているもの、財産の台帳管理が適正に行われていないものなど、指摘の対象部所は異なっているにもかかわらず、繰り返し同様の、誤った処理がなされている状況があり、各局においては、監査結果を踏まえ、適正な事務処理を行うよう一層の努力が必要である。

## 2 経済性・効率性の観点からの指摘

経済性・効率性の観点は、無駄な支出を防止し、効率的な事務処理を求める観点である。その主な事例は、次のとおりである。

ゴンドラの保守管理委託を適切に行うべきもの

都立科学技術大学では、窓ガラス等の清掃に使用するゴンドラの保守点検を年12回実施しているが、ゴンドラを使用した回数は年6回であることから、保守点検

の経費 6 回分、約 8 8 万円の支出が不経済となっている。

( 総務局 p.12 )

下水道料金の支出を適正に行うべきもの

東村山老人ホームでは、集中冷房設備用として冷却塔を設置し使用しているが、その使用により蒸発し公共下水道に排除されない水量については、減水量申告をすることにより、下水道料金が軽減されるにもかかわらず、これをしていないため、下水道料金が過大に支出される結果となっている。

( 高齢者施策推進室 p.41 )

水道局及び教育庁において、原稿の誤りなどにより、同一の印刷物を 2 回印刷しており、2 回目の印刷経費 ( 水道局 : 5 1 万 9 , 7 5 0 円 教育庁 : 3 0 万 8 , 4 9 0 円 ) が不経済なものとなっている事例がそれぞれ 1 件ずつ認められた。

( 水道局 p.71 )

( 教育庁 p.80 )

### 3 有効性の観点からの指摘

有効性の観点は、建設された設備がその設置目的に沿って利用されているかなど、投下された経費が有効に使われているかという観点を意味するものである。その主な事例は、次のとおりである。

雨水利用施設設備の維持管理を適切に行うべきもの

葛西工業高校では、校舎の改築工事に併せ、雨水貯留槽を設置し集水した雨水をトイレ洗浄水に活用することとしていたが、平成 1 1 年度については、雨水を全く利用していない。

( 教育庁 p.83 )



[ 局 別 ]

政 策 報 道 室

第 1 監 査 の 範 囲

1 監査対象事務

平成 11 年度の政策報道室における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額 10 万円を超える契約 87 件、総額 2 億 1,983 万余円を対象として実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 政策調整部、広報部、計画部、調査部、都民の声部

3 実地監査期間

平成 12 年 9 月 19 日から同月 27 日まで

第 2 監 査 の 結 果

1 指 摘 事 項

特に指摘する事項はない。

# 総 務 局

## 第 1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成 11 年度の総務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額 10 万円を超える契約 194 件、総額 1 億 1,989 万余円を対象とし実施した。

### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 知事室、総務部、行政改革推進室、人事部、行政監察室、行政部、災害対策部、勤労部、法務部、統計部、学事部、人権部

(2) 事 業 所 公文書館、都立科学技術大学、都立短期大学、小笠原支庁

### 3 実地監査期間

平成 12 年 7 月 11 日から同月 31 日まで

（ただし、小笠原支庁は、平成 12 年 6 月 26 日及び 27 日）

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(歳入)

#### (1) 歳入事務の適切な処理に努めるべきもの

勤労部は、東京都職員白金寮の建物賃貸借契約に係る管理経費負担に関する覚書に基づき、東京都職員白金寮の一部を使用させることに伴う管理経費を港区から収納している。

ところで、平成11年度後期分(期間:平成11.10.1~平成12.3.31)の管理経費の歳入調定状況について見たところ、平成11年度の歳入とする事案決定を平成12年3月31日付けで行っている。

しかしながら、表1のとおり、歳入すべき金額の確定を平成12年5月1日、納入通知書の発行を5月22日に行い、事務処理が遅れたことから年度内に収納されず、平成11年度収入未済となっていることは適切でない。

部は、歳入事務の適切な処理に努められたい。

(勤労部)

(表1) 歳入すべき金額の確定等の経過

項目	金額等
歳入額	174,457円
歳入額の確定	平成12年5月1日
納入通知書の発行日	5月22日
都の収入日	6月14日

(歳出「重点監査事項」)

(2) 印刷物の作成を適切に行うべきもの

印刷物作成契約について見たところ、次のとおり、適切でない処理が見られた。

ア 再生紙使用マーク等の表示を適切に行うべきもの

印刷物の作成に当たっては、再生紙を積極的に活用し、その印刷物には、再生紙使用の文字等(再生紙使用マーク、古紙配合率及び白色度)を表示すること、すべての印刷物に可能な限り東京都のシンボルマークを表示することとしている(東京都印刷物取扱規程の一部改正等について及び東京都庁再生品利用ガイドライン・ステップ)。

ところで、表2のとおり、印刷物に再生紙使用の表示(再生紙使用マーク、古紙配合率及び白色度)がないもの及び東京都のシンボルマークの表示のないものの事例が見られた。

再生紙使用マークの表示及び東京都のシンボルマーク等の表示を適切に行われたい。

(災害対策部)  
(勤労部)  
(人権部)  
(公文書館)  
(都立科学技術大学)  
(都立短期大学)

(表2) 印刷物作成に必要な表示のない事例

主管部	印刷物名	必要な表示
災害対策部	平成10年東京都の災害	白色度
勤労部	健康診断検査票(1号用紙)	東京都シンボルマーク・再生紙使用マーク・古紙配合率
	定期健康診断連名簿	東京都シンボルマーク
	取扱物資実態調査票	再生紙使用マーク・古紙配合率
人権部	人権施策推進のあり方専門懇談会 (提言概要)	東京都シンボルマーク・再生紙使用マーク
公文書館	東京都公文書館蔵書目録(ガイド)	再生紙使用マーク・古紙配合率
都立科学技術大学	平成10年度研究年報	再生紙使用マーク
都立短期大学	封筒(洋2・洋長3)	再生紙使用マーク・古紙配合率・白色度
	便箋	

イ 仕様書の作成を適切に行うべきもの

印刷物作成契約を締結するに当たって作成された仕様書について、その内容が十分検討されていないため、表3のとおり、実際に必要とする成果物の内容と異なっており適切でない。

印刷物を作成するに当たり、内容を十分検討し、仕様書で適切に指示するよう留意されたい。

( 災害対策部 )

( 法 務 部 )

( 都立科学技術大学 )

( 表 3 ) 仕様書の内容の検討が不十分な事例

件 名	契約金額 ( 千円 )	差 異 内 容		主 管 部
		仕 様 書	成 果 物	
災害対策関係例規集の印刷	9 8 7	使用材料(表紙)の色 うす水色 (平成10年度東京都指定色)	クリーム色 (平成11年度東京都指定色)	災害対策部
法務資料(第39巻第1号)の印刷	3 6 8	1 1 0 ページ	8 4 ページ	法 務 部
将来計画報告書の印刷	8 8 2	本文1色刷り	2色刷り部分6ページ カラー部分2ページ	都立科学 技術大学

( 歳 出 )

( 3 ) 外国雑誌の購入契約を適切に行うべきもの

都立短期大学では、教育研究の資料とするため、Aと契約締結し、外国雑誌を購入している。ところで、これらの外国雑誌の納入状況について管理台帳（雑誌受入カード）を見たところ、表4の事例のとおり、契約締結日前の受入となっており、契約事務処理が事後となっているのは適切でない。

短期大学は、外国雑誌の購入契約を適切に行われたい。

( 都立短期大学 )

( 表 4 ) 外国雑誌の受入状況事例

件 名	契約年月日 契約金額	購入雑誌名	受 入 状 況				
			380号	381号	382号	383号	
洋雑誌「アビターレ」他 42誌284冊の購入 (納入場所：昭島校舎)	平成11.10.8 994,276円	アビターレ 99年380号 ~385号	平成11.2.1	11.3.1	11.3.29	11.5.18	
			384号 11.6.21	385号 11.7.5			
外国雑誌「アカデミ・オ ヴ・マネジメント・ジャ ーナル」外17点の購入 (納入場所：晴海校舎)	平成12.1.20 459,511円	会計雑誌 99年1月号 ~12月 号	1月号 11.2.2	2月号 11.2.16	3月号 11.4.20	4月号 11.4.22	5月号 12.6.14
			6月号 11.6.23	7月号 11.7.19	8月号 11.8.18	9月号 11.9.29	10月号 11.10.12
			11月号 11.11.11	12月号 11.12.13			

( 歳 出 )

( 4 ) ゴンドラの保守管理委託を適切に行うべきもの

都立科学技術大学は、大学の窓ガラス清掃等に使用するゴンドラの保守点検を年12回実施する等の内容の都立科学技術大学ゴンドラ保守管理業務委託（委託先：B、契約金額186万7,950円、契約期間：平成11.4.1~12.3.31）を締結している。

しかしながら、ゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）第21条によれば、保守点検はゴンドラを使用する1か月前に行えばよいこととなっており、ゴンドラを使用した回数は年6回（窓ガラス清掃年4回、外壁清掃年2回）であることから、保守点検の経費6回分約88万円（14万円×6回×1.05）の支出が不経済となっており適切でない。

大学は、ゴンドラの保守管理委託を適切に行われたい。

( 都立科学技術大学 )

# 都 立 大 学

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の都立大学における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約92件、総額5,598万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 都立大学事務局

### 3 実地監査期間

平成12年4月24日から同年5月11日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(歳出「重点監査事項」)

#### (1) 印刷物の作成に当たって適切な契約を行うべきもの

事務局は、修士論文及び特別研究梗概集の印刷物作成契約を平成11年11月16日にAと締結（契約金額：29万9,250円、履行期限：平成12.2.12、作成部数：修士論文150部、特別研究200部）している。

ところで、この印刷物について見たところ、契約書では修士論文214ページ及び特別研究160ページとなっているにもかかわらず、成果品では修士論文186ページ及び特別研究138ページとなっているのが認められた。

これは印刷原稿の入稿日が平成12年1月31日とされ、契約締結時点ではページ数が確定していないにもかかわらず、印刷物作成契約を行ったものであり適切でない。

印刷物の作成に当たっては、印刷内容が確定した時点で適切な契約を行われたい。

(事務局)

(歳出「重点監査事項」)

(2) 再生紙の使用等を適切に行うべきもの

印刷物の作成に当たっては、東京都印刷物取扱規程の一部改正等について(昭和61年4月28日付61総総文第24号)の一部改正により、再生品を積極的に活用することとし、印刷物には古紙配合率と再生紙使用マークを表示することとしている。

事務局で作成している印刷物について見たところ、次のとおり適切を欠くものが見受けられた。

ア 再生紙の活用を図るべきもの

事務局は、入学願書にかかわる申込用紙、提出用封筒等19点の印刷を行っているが、このうち17点については、特別の理由がないにもかかわらず再生紙を使用していないことが認められた。

事務局は、再生紙の活用を図りたい。

イ 再生紙使用マークの表示を適切に行うべきもの

大学附属図書館で使用する「他機関への文献複写依頼書」、「文献複写申込書」及び「他機関所蔵資料のための紹介状交付願」については、古紙配合率70%のものが使用されているにもかかわらず古紙配合率及び再生紙使用マークの表示が行われていないものが認められた。

事務局は、再生紙使用マークの表示を適切に行われたい。

(事務局)

(歳出)

(3) 前渡金の精算手続を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)によれば、資金前渡を受けた者は、前渡金支払精算書をその用件終了後5日以内に作成し、収支命令者を經由してその用件終了後10日以内に、出納長に提出(第79条)し、また前渡金の精算残金は直ちに返納しなければならない(第79条の2)とされている。

事務局では、平成12年2月14日に学位論文審査謝礼に要する経費11万円の資金前渡を受け、同月17日に支出(8万5,000円)しているが、残金2万5,000円については、同年3月14日まで返納手続を行っておらず適正でない。

事務局は、前渡金の精算手続を適正に行われたい。

(事務局)



(財 産)

(4) 毒物・劇物の管理を適切に行うべきもの

工学部は、常時使用しない毒物・劇物については、危険物倉庫に保管し、必要な都度小分けにして試験室等で使用することとしている。

この危険物倉庫に保管されている毒物・劇物については、在庫量調査が年2回のため、監査日(平成12.5.10)現在、各毒物・劇物の保管量について確認することができず適切でない。

事務局は、毒物・劇物の管理に当たっては、使用量及び保管量の把握が容易にできるよう適切な管理に努められたい。

(事務局)

(その他)

(5) 指名競争入札参加者の選定を適正に行うべきもの

東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準によれば、契約担当者等は、発注契約の指名に当たっては、発注契約の種類及び予定価格に対応する等級に属する者のうちから指名することとされている。

ところで、事務局では、廃水処理施設脱水汚泥処理委託契約(契約推定総金額：161万7,000円、契約期間：平成11.4.1～平成12.3.31)に当たり、A等級の3業者とB等級の3業者の6業者を選定し、指名競争入札によりA等級の業者と締結している。

しかしながら、当該契約の予定価格によれば、指名業者の選定にはC等級の業者を指名しなくてはならないにもかかわらず、これを指名しておらず適正でない。

指名競争入札参加者の選定を適正に行われたい。

(事務局)

## 2 意見・要望事項

(財 産)

### (1) 図書の登録方法について検討すべきもの

都立大学の各学部で購入した図書については、東京都立大学附属図書館規程（昭和53年東京都立大学規則第236号）第4条に基づき、附属図書館で図書登録をし、共用図書として活用することとしている。

ところで、人文学部及び理学部では、図書を購入（平成11年度購入額：人文学部3,439万8,840円、理学部782万2,025円）しているが、その管理及び活用状況について見たところ、購入後、数か月たっているにもかかわらず図書登録が行われておらず、共用図書として活用することができないものも相当数見受けられた。

これは、附属図書館での図書登録に相当な期間を要する現行システムなどに要因があると思われることから、登録手続が速やかに行われ、図書の適切な管理が図られるよう、事務局は、システム等の改善方法について検討されたい。

( 事 務 局 )

# 財 務 局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の財務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約59件、総額9,425万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 経理部、主計部、財産運用部、庁舎管理部、営繕部

### 3 実地監査期間

平成12年7月11日から同月31日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

# 主 税 局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の主税局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約212件、総額3億9,417万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部

(2) 事 業 所 千代田・中央・台東・品川・目黒・渋谷・杉並・荒川・板橋・練馬・足立  
・江戸川・青梅・八王子・町田各都税事務所、自動車税総合事務所、練馬  
・多摩各自動車税事務所

### 3 実地監査期間

平成12年8月29日から同年9月22日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(都 税)

#### (1) 土地の評価を適正に行うべきもの

固定資産税における土地の評価は、正面路線価に各画地の奥行、形状等に応じた補正率を乗じ、単位地積当たりの評点を算出するという方法(以下「画地計算」という。)により行うこととされている(東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領)。

ところで、足立都税事務所では、足立区古千谷本町一丁目に所在する土地368.00m<sup>2</sup>(地目:雑種地)について、図1の路線(路線価20万9,000円)を正面路線として画地計算を行っている。

しかしながら、土地評価図によれば、当該地は図1の路線(路線価22万8,000円)に接しているにもかかわらず、路線を正面路線とした画地計算を行っていない。

この結果、表1のとおり、固定資産税・都市計画税21万4,200円(平成9年度から平成11年度までについて試算)が課税不足となっていることは適正でない。

所は、土地の評価を適正に行われたい。

( 足立都税事務所 )

(図1) 土地の現況



(表1) 税額の正誤表

年 度	正税額	既税額	課税不足額
平成9年度	365,600円	252,000円	113,600円
平成10年度	294,900	252,000	42,900
平成11年度	309,700	252,000	57,700
計	970,200	756,000	214,200

( 都 税 )

( 2 ) 家屋の評価を適正に行うべきもの

家屋に係る固定資産税の課税標準となる価格については、地方税法(昭和25年法律第226号)第388条に定める固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)に基づき、単位当たり再建築費評点に経年減点補正率や床面積等に乗じて評価額を算出し、これにより決定することとされている。

ところで、単位当たり再建築費評点の算出に当たり、エレベーター部分については、その積載量や着床数等に応じて定められたそれぞれの補正係数により、増点又は減点補正を行うこととされている。

しかしながら、足立、台東両都税事務所の家屋評価について見たところ、表2のとおり、Aほか3名の家屋について、エレベーター部分に係る補正係数の適用や評点の算出計算を誤ったため、評点の積算に誤りが認められた。

この結果、平成11年度固定資産税・都市計画税がAほか3名について、それぞれ課税超過(合計9,700円)となっていることは適正でない。

各所は、家屋の評価を適正に行われたい。

( 足立都税事務所 )

( 台東都税事務所 )

( 表 2 ) 税額の正誤表等

( 単位 : 円 )

都税事務所	家屋の所在地 納 税 者 名	エレベーターの 評点	評点の算出誤りの事由	評 価 額	税 額	
足 立	伊興2丁目 A	正	4,301,880点	着床数3箇所 の補正係数0.73を 適用のところ0.84で積算	132,158,600	1,013,100
		誤	4,950,660		132,673,600	1,017,100
		差	648,780		515,000	4,000
	梅田1丁目 B	正	11,100	着床数4箇所 の補正係数0.79を 適用のところ0.84で積算	34,107,000	528,700
		誤	11,600		34,251,400	530,400
		差	500		144,400	1,700
台 東	東上野1丁目 C	正	10,512	評点の算出計算の誤り	41,274,100	701,600
		誤	10,874		41,379,500	703,400
		差	362		105,400	1,800
	東上野1丁目 D	正	8,648	着床数6箇所と積載量(450kg)6人の 補正係数の適用誤り(誤0.913 正0.89)、(誤0.948 正0.94)	55,761,900	947,800
		誤	8,947		55,890,000	950,000
		差	299		128,100	2,200

(都 税)

(3) 家屋に係る固定資産税・都市計画税の減免を適正に行うべきもの

公益のために直接専用する等の固定資産であって、知事において必要があると認めるものに対する固定資産税の納税者に対しては、納税者からの申請により、当該固定資産税及び都市計画税を減免することとされている(地方税法第367条及び第702条の8並びに東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号)第134条及び第188条の30)。

また、減免の事由が止んだことを確認したときは、当該年度分の税額のうち、その事由が止んだ日までに経過した納期限に係る税額について減免することとされている(固定資産税・都市計画税課税事務提要)。

しかしながら、荒川、目黒両都税事務所において、保険医療機関及び専修学校の家屋に対する減免について見たところ、次のとおりその適用に誤りが認められた。

各所は、早急に減免の適用を全部又は一部取り消すとともに、家屋に係る固定資産税・都市計画税の減免を適正に行われたい。

( 荒川都税事務所 )

( 目黒都税事務所 )

ア 荒川都税事務所は、管内2箇所の保険医療機関が専用する家屋に対し、それぞれ診療の用に供するものとして、固定資産税・都市計画税を減免(当該該当部分に係る税額の5割を減免)している。

しかしながら、家屋の所有状況について見たところ、両家屋は平成9年中に他の者に譲渡されていることから、減免の適用対象とならないにもかかわらず、減免事由が止んだ日以降も減免している。

この結果、表3のとおり、固定資産税・都市計画税がEほか3名について、それぞれ減免(平成9年度から平成11年度までについて試算。合計285万8,100円)されていることは適正でない。

(表3) 税額の正誤表

(単位:円)

家屋の所在地 総床面積 減免該当床面積	減免申請者 家屋の取得者 所有権移転日	年 度	正税額 (a)	既税額 (b)	減免額 (a-b)
荒川区荒川4丁目 904.78m <sup>2</sup> 649.39m <sup>2</sup>	E	平成9年度	1,374,300	1,234,200	140,100
		平成10年度	1,227,900	1,087,800	140,100
	F 平成 9.5.30	平成11年度	1,232,900	1,092,800	140,100
		計	2,460,800	2,180,600	280,200
荒川区東日暮里6丁目 1,158.31m <sup>2</sup> 1,127.26m <sup>2</sup>	G	平成9年度	3,153,600	2,488,800	664,800
		平成10年度	3,617,100	2,730,600	886,500
	H 平成 9.7.10	平成11年度	3,617,000	2,730,500	886,500
		計	7,234,100	5,461,100	1,773,000

イ 目黒都税事務所は、J及びKほか1名が所有する専修学校（目黒区自由が丘1丁目所在）の校舎に対して、平成11年度固定資産税・都市計画税を減免（当該該当部分に係る税額の全額）している。

しかしながら、当該専修学校は平成11年10月31日付けで廃校となっているにもかかわらず、減免事由が止んだ日以降の納期限に係る税額についても減免している。

この結果、表4のとおり、固定資産税・都市計画税がJほか2名について、それぞれ減免（合計12万3,500円）されていることは適正でない。

（表4）税額の正誤表

減免申請者	総床面積	減免該当床面積	正税額(a)	既税額(b)	減免額(a - b)
J	119.65m <sup>2</sup>	119.65m <sup>2</sup>	8,400円	0円	8,400円
K ほか1名	194.02	133.45	219,400	104,300	115,100



( 都 税 )

( 4 ) 個人事業税の課税を適正に行うべきもの

個人事業税において、一戸建て住宅以外の住宅（アパート、貸間等）で、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が15以上であるものは、不動産貸付業に該当するものとされている。また、課税事業と課税対象外事業それぞれの事業の売上総利益が算定できない場合、総所得金額をそれぞれの事業の収入金額によってあん分し、課税事業に係る所得金額を算出することとされている（個人事業税課税事務提要）。

ところで、練馬都税事務所では、アパートを経営するLが平成10年11月に1棟（3部屋）を増築し、貸付室数が17となったことにより、同月から不動産貸付業に該当するものとして、個人事業税を課税している。

しかしながら、平成10年1月から10月までの課税対象外となる事業収入の一部を、同年中改定された後の月ぎめ賃貸料により算出したため、課税対象の事業収入が17万3,300円過少となっている。

この結果、表5のとおり、平成11年度個人事業税3,200円が課税不足となっていることは適正でない。

所は、個人事業税の課税を適正に行われたい。

( 練馬都税事務所 )

( 表 5 ) 税額の正誤表

区 分	正税額等 ( a )	既税額等 ( b )	差 ( a - b )
事業収入	11,898,530円	11,898,530円	0円
課税対象外1月～10月 ( あん分割合 )	9,483,870 ( 0.7971 )	9,657,170 ( 0.8117 )	173,300
事業所得	4,419,245	4,419,245	0
対象外所得 ( × )	3,522,581	3,587,102	64,521
事業主控除 ( 2 か月分 )	484,000	484,000	0
課税所得 ( - - )	412,664	348,143	64,521
課税標準額	412,000	348,000	64,000
税 額 ( × 税率 5 % )	20,600	17,400	3,200

(歳出「重点監査事項」)

(5) 再生紙使用マークの表示等を適切に行うべきもの

印刷物の作成に当たっては、再生紙を積極的に活用し、その印刷物には再生紙使用の文字等を表示するほか、すべての印刷物に可能な限り東京都のシンボルマークを表示することとしている。また、印刷物の作成局部課を示すことにより責任の所在を明らかにする等の重要な役割を果たすことから、名称、発行年月日、編集・発行局部課名等を明記した奥付を付し、その中に東京都印刷物規格表による類別等について明記することとされている(東京都印刷物取扱規程の一部改正等について及び東京都庁再生品利用ガイドライン・ステップ)。

しかしながら、総務部ほか3部が作成した印刷物について見たところ、表6のとおり、再生紙使用マーク等(再生紙使用マーク、古紙配合率及び白色度)の表示がないもの及び奥付が付されていないものが見られた。

各部は、再生紙使用マークの表示等を適切に行われたい。

(総務部)

(税制部)

(資産税部)

(徴収部)

(表6) 再生紙使用の表示等が適切でない事例

主管部	印刷物名	表示等
総務部	外国語版ガイドブック都税 99 (英語・ハングル・中国語・日本語翻訳の各版)	再生紙使用マーク等表示なし
税制部	東京都固定資産評価審査委員会規程集	"
資産税部	タックス・タクちゃんの不動産取得税ガイド	奥付の付記なし
徴収部	都税口座振替(自動払込)届出書	再生紙使用マーク等表示なし
	都税口座振替済の通知(確認ハガキ)	"
	都税口座振替(自動払込)依頼書(ハガキ方式用)	"

( 財 産 )

( 6 ) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

局長等は、その所管に属する公有財産に異動があったときは、その異動状況を10月と翌年の4月までに、基本データ通知書や増減異動データ通知書により、財務局長に通知することとされている(東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第23条)。

ところで、各都税事務所等が管理する公有財産について見たところ、総務部が適正な通知を行わなかったため、次のとおり、公有財産表の平成12年3月31日現在高に誤りが認められた。

世田谷都税事務所ほか1箇所に新設された工作物の価格について、現在価格を千円単位でなく、円単位で記入したため、表7のとおり、過大に計上されている。

杉並都税事務所が管理する立木の本数及び価格について、耐震補強工事の施工に伴い1本を伐採したことにより、変更後の本数10本、価格42万3,000円の通知を同所から受けたが、誤って10本減と記入し、価格は訂正しなかったため、表8のとおり、本数が9本過少、価格が2万1,000円過大に計上されている。

部は、公有財産の管理を適正に行われたい。

( 総 務 部 )

( 表 7 ) 工作物の価格の過大計上額

設 置 場 所	財産の名称	現在価格	異動通知の価格	過大計上額
世田谷都税事務所	受水槽用平架台	3,109千円	3,109,000千円	3,105,891千円
"	受水槽	2,367	2,367,000	2,364,633
北 都税事務所	受水槽	359	359,000	358,641
計		5,835	5,835,000	5,829,165

( 表 8 ) 立木の数量・価格の計上誤り

	変更前	減少分	異動通知分	変更後実際高 (a)	公有財産表 (b)	差 (b) - (a)
本数	11本	1本	10本減	10本	1本	9本過少
価格	444,000円	21,000円	訂正なし	423,000円	444,000円	21,000円過大

(財 産)

(7) 物品の管理を適正に行うべきもの

課税部は、東京都都税証紙代金収納計器条例(昭和48年東京都条例第66号)第2条に規定する証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)を、同条例施行規則第3条により知事の指定を受けた社団法人全国軽自動車協会連合会に無償で貸し付けている。

収納計器は、当該連合会の事務所及び支所において、納税者が申告納付する軽自動車に係る自動車取得税の申告書に記載された税額を、当該申告書に表示することに関する業務に使用するものである。

しかしながら、この貸付事務について見たところ、次のとおり、適正でない処理が見受けられた。

収納計器4台(重要備品、合計価格473万8,000円)について、当該使用貸借契約の使用期間(平成6.4.1~平成9.3.31)を経過しているにもかかわらず、更新手続をとっていない。

平成11年12月に購入した収納計器1台(価格:212万1,000円)について、使用貸借契約を締結することなく貸し付けている。

部は、物品の管理を適正に行われたい。

(課 税 部)

## 生活文化局

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査対象事務

平成11年度の生活文化局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約140件、総額9,833万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、コミュニティ文化部、国際部、女性青少年部、消費生活部

(2) 事業所 渉外労務管理事務所、消費生活総合センター、計量検定所

#### 3 実地監査期間

平成12年7月11日から同月31日まで

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

(その他)

(1) 社団法人が契約に基づき、収入証紙の売りさばき業務を適切に履行するよう是正措置を講じるべきもの

国際部は、収入証紙の売りさばき人に指定されている社団法人東京コンベンション・ビズターズ ビューロー（以下「社団法人」という。）と東京都収入証紙条例施行規則（昭和39年東京都規則第91号。以下「規則」という。）に基づき、東京都収入証紙売りさばき業務の取扱いに関する契約（平成8年4月1日付）を締結し、新宿都庁舎、有楽町分室等の4箇所の旅券発給に伴う収入証紙売りさばき業務を委託している。

このうち有楽町分室での売りさばき業務を見たところ、社団法人が、収入証紙売りさばき人の指定を受けていない、第三者に再委託して業務を行わせていることが認められた。

しかしながら、規則によれば、売りさばき業務は、都が収入証紙売りさばき人に委託するとされていること、部と社団法人が締結した売りさばき業務の取扱いに関する契約には第三者への再委託に関する特別な定めはないことから、社団法人が再委託して業務を行わせていることは適切な委託業務の履行となっていない。

部は、社団法人が契約に基づき、収入証紙の売りさばき業務を適切に履行するよう是正措置を講じられたい。

( 国 際 部 )

## 都 市 計 画 局

### 第 1 監 査 の 範 囲

#### 1 監査対象事務

平成 11 年度の都市計画局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額 10 万円を超える契約 87 件、総額 1 億 546 万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、総合計画部、地域計画部、施設計画部、開発計画部、建築指導部
- (2) 事 業 所 多摩東部建築指導事務所、多摩西部建築指導事務所

#### 3 実地監査期間

平成 12 年 4 月 24 日から同年 5 月 11 日まで

### 第 2 監 査 の 結 果

#### 1 指 摘 事 項

( 歳 出 )

##### (1) 契約代金の支払いを適正に行うべきもの

地域計画部は、東京都景観審議会及び同専門部会の調査審議に係る速記業務を、単価契約（契約年月日：平成 11.5.10、推定総金額：88 万 4,940 円）により、A に委託している。

この契約における代金については、1 会議の開催ごとに、速記 1 時間につき 1 万 8,060 円とし、最初の 1 時間以後の 1 時間に満たない部分については、15 分ごとに 4,515 円（15 分未満は 15 分とする。）として算出することとしている。

しかしながら、その支払状況について見ると、表 1 のとおり、A が 1 時間に満たない部分について、30 分を単位として計算し、1 万 3,545 円を過大請求しているにもかかわらず、部は、請求金額どおりに支払っており適正でない。

部は、契約代金の支払いを適正に行われたい。

( 地域計画部 )

(表1) 委託料の過払いとなっているもの

区 分	実働 時間	単価 (円)	誤		正		過払額 (円)
			数量 (時間)	金額 (円)	数量 (時間)	金額 (円)	
第11回景観審議会 (平成11.7.21開催)	1時間 4分	18,060	1.5	27,090	1.25	22,575	4,515
第4回基本軸部会 (平成11.10.18開催)	2時間45分		3.0	54,180	2.75	49,665	4,515
第6回基本軸部会 (平成12.2.1開催)	2時間 5分		2.5	45,150	2.25	40,635	4,515
計			7.0	126,420	6.25	112,875	13,545

# 環 境 局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の環境局（旧環境保全局及び旧清掃局）における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約156件、総額8,592万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

（1）本 庁 総務部、移管事業調整室、環境改善部、自動車公害対策部、自然環境部、  
廃棄物対策部、環境評価部

（2）事 業 所 環境科学研究所、多摩環境事務所

### 3 実地監査期間

平成12年7月5日から同月25日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

（歳 出「重点監査事項」）

#### （1）印刷製本請負契約に係る契約手続を適正に行うべきもの

自動車公害対策部は、平成12年3月に「TDM東京行動プラン」及び「TDM東京行動プラン・都民意見集」を、表1のとおり、5,000部ずつ随意契約（両契約とも、同一の4業者から見積書を徴取）により作成している。

ところで、両印刷物は、契約年月日、履行年月日及び使用用途（配付先）が同一であることから、その作成は1件の契約で行うべきものである。

しかしながら、1件の契約とした場合、予定金額が100万円を超えることから、入札により行うこととなるため、これを1件の契約とせず、個別の随意契約により行っているのは適正でない。

部は、印刷製本請負契約に係る契約手続を適正に行われたい。

（自動車公害対策部）



(表1)「TDM東京行動プラン」及び「TDM東京行動プラン・都民意見集」の作成状況

項目	TDM東京行動プラン	TDM東京行動プラン・都民意見集
契約年月日	平成12.2.23	同左
履行年月日	平成12.3.15	同左
印刷部数	5,000部	同左
予定金額	997,500円	630,000円
契約金額	966,000円	619,500円
契約方法	随意契約	同左
契約相手方	A	同左

(歳出「重点監査事項」)

(2)パンフレットの作成を適切に行うべきもの

自動車公害対策部は、パンフレット「自動車使用に関する東京ルール」を作成し、都民、事業者等に配付して普及啓発を行っている。

ところで、部は、当該パンフレットの作成に当たり、表2のとおり、平成12年1月に2万部を印刷し、平成12年3月に、さらに4万部を増刷している。

しかしながら、増刷分の履行年月日は平成12年3月27日であることから、問い合わせ先として新組織名(同年4月1日付け組織改正)により印刷すべきところ、これを行わなかったため、新組織名のラベルシールを作成・貼付(4月当初の残部数約6,000部のうち約1,500部に貼付)して配付するなど、事務効率等に適切を欠くことが認められた。

部は、パンフレットの作成を適切に行われたい。

(自動車公害対策部)

(表2)パンフレット「自動車使用に関する東京ルール」の契約状況

項目	当初印刷分	増刷分
印刷部数	20,000部	40,000部
契約年月日	平成12.1.13	平成12.3.8
履行年月日	平成12.1.31	平成12.3.27
契約金額	1,337,700円	2,016,000円
契約単価	63.70円	48.00円
契約相手方	B	C

( 歳 出 )

( 3 ) 委託契約に係る予定価格の積算を適切に行うべきもの

総務部は、ディーゼル車NO作戦の一環として、「グリーン配送」アンケート調査の委託契約をDと締結(契約期間:平成11.10.8~平成11.10.29、契約金額:149万円)している。

ところで、当該契約は、環境に優しい「グリーン配送」の実施について、都の取引業者の意向を把握するため、8,334業者に対しアンケート用紙を発送することを主たる内容とするもので、このうち郵便料金については、1通当たり140円(第1種郵便物の定形外郵便物)で、総額116万6,760円として積算している。

しかしながら、郵便法(昭和22年法律第165号)及び郵便規則(昭和22年逓信省令第34号)によると、差出郵便物の数が2,000通を超える等の条件を満たした場合、郵便料金については、差出通数に応じた段階別の減額制度が認められているにもかかわらず、この減額制度を適用して積算を行わなかったことから、表3のとおり、5万8,338円の過大積算となっていることが認められた。

部は、委託契約に係る予定価格の積算を適切に行われたい。

( 総 務 部 )

( 表 3 ) 郵便料金

区 分	郵便料金の総額
定形外郵便物を通常料金で郵送した場合 (重量50gを超え75g未満)	140円×8,334通=1,166,760円 ----- A
定形外郵便物を減額料金で郵送した場合 (差出通数2,000通以上10,000通未満の場合、 通常料金の5%減額)	140円×0.95×8,334通=1,108,422円 ---- B
差 額	A - B ----- 58,338円

( 財 産 )

( 4 ) 借用動産の登録を適切に行うべきもの

東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)第6条第2号及び第16条第9号の規定によると、使用のために受け入れる都の所有に属しない動産については、財務会計システムのデータファイルに登録し、管理を行うこととされている。

環境評価部は、大気監視サブシステム電子計算装置の借入れ契約をEと締結(契約期間:平成11.4.1~平成12.3.31、契約金額:2,367万990円)し、表4のとおり、機器を借り入れているが、借用動産の登録を行っておらず適切でない。

部は、借用動産の登録を適切に行われたい。

( 環 境 評 価 部 )

(表4) 借用動産の内容

品名	規格	数量	設置場所
中央処理装置(サーバコンピュータ)	UP4800/640	1式	環境科学研究所
端末制御装置(ワークステーション)	EWS4800/310PX	3式	環境科学研究所 1式 環境評価部 2式

# 福 祉 局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の福祉局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える印刷物作成契約165件、総額1億1,380万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、地域福祉推進部、生活福祉部、山谷対策室、子ども家庭部、障害福祉部、国民健康保険部

(2) 事 業 所 城北福祉センター、児童相談センター、心身障害者福祉センター、児童会館、誠明学園、萩山実務学校、墨田児童相談所、品川児童相談所、世田谷児童相談所、小平児童相談所

### 3 実地監査期間

平成12年7月5日から同月27日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(歳入)

#### (1) 未収金の債権管理を適切に行うべきもの

児童相談センターは、宿泊または通所により治療援助を行っている児童に食事を提供した場合、その相当分として賄費を徴収している（東京都児童相談センター治療指導事業実施要綱）。

ところで、賄費の徴収状況について見たところ、表1のとおり、未収となっているものがあるが、センターは、いずれについても一度督促等を行ったのみで、その後は、必要とする債権管理を行っていないことが認められた。

センターは、適宜に督促等を行い、適切な債権管理に努められたい。

( 児童相談センター )

(表1) 賄費が未収となっている事例 (単位: 円)

調定年度	債務者名	総金額	納付期限
昭和60	A	27,650	昭和61. 2.20
62	B	15,750	62.11.19
平成 2	C ほか 1 名	33,462	平成 3. 4.23
3	D	22,663	3. 7.31
7	E ほか 1 名	17,904	7.11. 8
9	F ほか 4 名	124,968	10. 3.18
10	G ほか 3 名	32,328	11. 3.25
11	H	12,320	11. 6. 4

(歳入)

(2) 行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収を適正に行うべきもの

東京都行政財産使用料条例(昭和39年東京都条例第26号)第6条によれば、使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収することとされている。

ところで、心身障害者福祉センターでは、車椅子用公衆電話の設置を目的として、Iに対し、土地3.33m<sup>2</sup>を平成11年2月22日に使用許可(使用許可期間:平成11.4.1~平成14.3.31)しているが、使用料(1万7,280円)の調定が平成11年12月6日と遅延しているのは適正でない。

福祉センターは、行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収を適正に行われたい。

(心身障害者福祉センター)

(歳出「重点監査事項」)

(3) 印刷物作成にかかわる事務処理等を適切に行うべきもの

印刷物の作成において、印刷物作成仕様書及び予定価格の算出方法等について見たところ、次のとおり適切を欠くものが見受けられた。

障害福祉部は、扶養年金の事務に必要な「掛金減額申請書様式」を平成11年5月(2,500枚)と平成12年3月(200冊)に作成している。

当該様式は、扶養年金の減額対象者に対し郵送するものであることから、郵送の事務処理を効率的に行うために、1枚ごとに三つ折りして納品させているが、第2回目の契約においては、これを全部製本(25枚で1冊の天のり仕立)して作成したため、事務処理において効率性を欠くものとなっている。

生活福祉部は、介護扶助関係全国担当者会議資料として、2種類の印刷物を、1回目(契約期間:平成11.9.14~11.9.20)は140ページ(両面印刷)のものを、2回目(契約期間:平成12.2.28~12.3.7)は、92ページ(片面印刷)のものを、写真製版により350部ずつ作成している。

ところで、当該印刷物の予定単価について見ると、1回目が350円であるのに対し、2回目が500円で150円増しの単価設定となっている。

しかしながら、印刷時の物価資料に基づき、1回目と2回目の印刷単価について比較したところ、用紙代は2回目が上回るものの、版下の製版料、印刷料を勘案すると、1回目より2回目の方が低い単価で設定されるべきであると判断される。

各社は、印刷物作成にかかわる事務処理等を適切に行われたい。

( 障害福祉部 )

( 生活福祉部 )

( 歳 出 )

( 4 ) 適切な契約手続を行うべきもの

墨田児童相談所は、キャンプ指導の実施に要するバスの雇い上げに際し、Jを特命して契約を締結(契約金額:21万8,805円、契約期間:平成11.7.21~23)している。

ところで、この特命理由について見ると、ここ数年同社のバスを雇い上げているため、情緒障害児等の行動に慣れており信頼性がある、料金については、バス運賃表で決められており、他社との差異はほとんどない、などとしている。

しかしながら、同様の事業を実施している他の児童相談所では、複数の業者から見積書を徴して契約を締結しており、また、ほかに特別の理由も見あたらないことから、特命により随意契約を行っていることは適切でない。

相談所は、契約手続を適切に行われたい。

( 墨田児童相談所 )

( 歳 出 )

( 5 ) 委託契約に係る支出経費の内訳を明確にすべきもの

障害福祉部は、第16回ふれあいコンサートの実施に伴う運営について、財団法人日本チャリティ協会と委託契約を締結(契約年月日:平成12.2.9、履行年月日:平成12.3.4、契約金額:211万8,900円)している。

ところで、当該契約に係る予定価格について見ると、経費の積算内訳として、会場使用料、ポスター等の作成、障害者用装置の設置、参加者の受付業務、関係者への弁当配布、通信費、進行に関する業務全般等の項目を掲げているものの、各項目についての経費内訳が示されておらず、一括して211万8,900円と設定され、同額をもって契約金額としている。

さらに、委託契約にかかわる契約書及び実績報告においても、経費の支出内訳が提出されていないため、委託経費の支出内容の適否について検証することができず適正でない。

部は、予定金額の積算内容を明確にするとともに、契約書上、委託事業の内容に応じた支出内訳を明示するなど、適正な事務処理を行われたい。

( 障害福祉部 )

( 歳 出 )

( 6 ) 下水道料金の支出を適正に行うべきもの

誠明学園は、下水道事業者である青梅市に対し、検針期間毎に汚水排出量を申告し、その認定を受けた汚水量によって算出された下水道料金を支出している。

ところで、平成 11 年 8 月分及び 9 月分の請求金額について見たところ、学園は上水道メータの計量水量 5,009 m<sup>3</sup> に対し、冷却塔使用等による減水量として 191 m<sup>3</sup> の減量を申告している。

しかしながら、市は、この減水量申告により、減量すべきところを誤って逆に付加し、汚水排出量 5,200 m<sup>3</sup> として請求していたにもかかわらず、学園はこの請求内容を確認することなく、請求金額どおり支出していることから、11 万 9,929 円の過払いとなっており適正でない。

学園は、下水道料金の支出を適正に行われたい。

( 誠 明 学 園 )

2 意見・要望事項

( その他 )

( 1 ) 費用徴収に係る認定・決定の手續について留意すべきもの

センターは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号及び第 56 条第 1 項の規定により、児童を里親又は児童福祉施設に措置した場合、扶養義務者からその負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収している。

この徴収金額については、当該年度分の市町村民税等の課税証明書に基づき、認定・決定(児童福祉法施行細則(昭和 41 年東京都規則第 169 号)第 33 条)することとされており、継続入所者に係る徴収月額については、7 月から翌年の 6 月までを 1 年分とすることから、その認定・決定の手續については、遅くとも 7 月までに行う必要がある。

しかしながら、継続入所者に係る平成 11 年度の認定・決定の状況を見たところ、

事務処理を定める「児童福祉施設(通園・入所)等措置費徴収金認定要領」において、処理手續が明確にされていないこと

コンピュータシステム(平成 11 年 4 月導入)が円滑に稼働しなかったことなどにより、徴収金の認定・決定が平成 11 年 12 月と大幅に遅延し、その結果、納入通知書を、7 月から 12 月分までの 6 か月分をまとめて送付していることが認められた。

認定・決定手續の遅延は、一度に多額の徴収金額を請求することとなり、このことが未収金を生み出す一因にもなっていることから、センターは、早急に認定要領及びコンピュータシステムの改善を図り、費用徴収の手續が速やかに行われるよう留意されたい。

( 児 童 相 談 セ ン タ ー )

## 高齢者施策推進室

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査対象事務

平成11年度の高齢者施策推進室における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約239件、総額1億7,080万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 高齢政策部、介護保険室、保健福祉部、施設事業部

(2) 事業所 老人医療センター、多摩老人医療センター、東村山ナーシングホーム、板橋ナーシングホーム、板橋老人ホーム、東村山老人ホーム、伊豆山老人ホーム

#### 3 実地監査期間

平成12年5月12日から同年6月5日まで

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

(歳入)

##### (1) 医療材料費の請求を適正に行うべきもの

手術に当たって使用した医療機材については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成10年厚生省告示第33号)により、当該手術の所定点数の他にその費用を算定できるとされている。

ところで、多摩老人医療センターでは、平成12年3月に人工股関節の手術を行った際に、人工関節固定強化部品(1万9,800円)を3個使用しているが、その診療報酬については1個分のみの請求となっていることが認められ適正でない。

センターは、医療材料費の請求を適正に行われたい。

( 多摩老人医療センター )



( 歳 入 )

( 2 ) 行政財産使用許可に当たり、光熱水費の徴収を適正に行うべきもの

東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第33条によれば「行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。」こととされている。

ところで、施設事業部は、Aに対し自動販売機の設置を目的として、東京都大森老人ホームの建物内の2箇所(0.84m<sup>2</sup>、0.63m<sup>2</sup>)を行政財産使用許可している。

しかしながら、部は、光熱水費(電気料金)の徴収に当たり、計算方式を誤ったことから、基本料金相当額が算入もれとなっており、平成9年度(自動販売機設置時)から平成11年度までの3年間で、1万4,227円の徴収不足となっており適正でない。

部は、行政財産使用許可に当たり、光熱水費の徴収を適正に行われたい。

( 施設事業部 )

( 歳 出「重点監査事項」)

( 3 ) 再生紙の使用等を適切に行うべきもの

印刷物作成に当たっては、東京都印刷物取扱規程の一部改正等について(昭和61年4月28日付61総総文第24号)の一部改正により、再生紙を積極的に活用することとし、印刷物には古紙配合率と再生紙使用マークを表示することとしている。

老人医療センター及び多摩老人医療センターで作成している印刷物を見たところ

老人医療センターでは、診療情報提供書等の各種印刷物について、特別の理由がないにもかかわらず再生紙を使用していないこと

多摩老人医療センターでは、「平成10年度研究開発報告書」及び「多摩てばこ」について、古紙配合率100%のものが使用されているにもかかわらず古紙配合率及び再生紙使用マークの表示が行われてないこと

などが認められた。

両センターは、再生紙の使用等を適切に行われたい。

( 老人医療センター )

( 多摩老人医療センター )

( 歳 出「重点監査事項」)

( 4 ) 発注書の印刷製本請負契約を適正に行うべきもの

東村山ナーシングホームは、給食管理システムの変更に伴い、平成11年6月1日から賄材料の発注書を新たな様式で作成している。

ところで、当該発注書にかかわる印刷製本請負契約の状況について見たところ、表1のとおり、

平成11年6月1日から使用しているにもかかわらず、印刷契約の締結が同月23日（履行期限：同年7月5日）と契約事務処理が事後となっていること

年間の印刷数量が8,000組であり、3回に分けて契約を行う必要性がなく、契約を1回で行うことにより経費の節減が図れること

など、適正を欠く事務処理となっていることが認められた。

ナーシングホームは、印刷物に係る契約を適正に行われたい。

（東村山ナーシングホーム）

（表1）発注書の印刷製本請負契約の状況（単位：組、円）

契約年月日	印刷組数	単価	契約金額
平成11年 6月23日	3,000	115	362,250
10月20日	2,000	95	199,500
平成12年 3月 1日	3,000	82	258,300

（歳出「重点監査事項」）

（5）印刷製本請負契約にかかわる事務処理を適正に行うべきもの

老人医療センターは、センター内の各病棟で使用する各種様式類を印刷製本請負契約により作成している。

ところで、この様式類のうち、看護記録（2号様式）について見ると、表2のとおり、年間6回にも分割して契約していることが認められた。

しかしながら、同様式は、センター内の各病棟で使用しているもので、年間の使用予定数量が容易に把握できることから、計画的に契約することにより経費の削減が図れるものである。

また、予定単価の決定において、印刷数量1万枚の場合は、予定価格を4円と設定していたものを、平成12年2月の契約においては、5円としたこともあり、契約単価が4円30銭と割高な契約となっていることが認められる。

センターは、印刷製本請負契約にかかわる事務処理を適正に行われたい。

（老人医療センター）

（表2）看護記録の作成に係る契約状況（単価：枚、円）

品名	枚数	単価	金額	契約日	納入期限	請負業者
看護記録（2号様式）	10,000	@3.9	39,000	平成11. 5.11	平成11. 5.24	A
看護記録（2号様式）	10,000	@3.9	39,000	平成11. 6.22	平成11. 7.12	A
看護記録（2号様式）	20,000	@3.6	72,000	平成11. 7.30	平成11. 8.19	A
看護記録（2号様式）	2,000	@8.5	17,000	平成11.12.13	平成11.12.28	A
看護記録（2号様式）	5,000	@4.0	20,000	平成12. 1.14	平成12. 1.25	B
看護記録（2号様式）	10,000	@4.3	43,000	平成12. 2. 1	平成12. 2.13	A
計	57,000	-	230,000	（税抜き価格）		

( 歳 出 )

( 6 ) 下水道料金の支出において、減水量申告を行うべきもの

東村山老人ホームは、集中冷房設備用として青葉棟屋上及び青葉棟厨房北側に、それぞれ冷却塔を設置し使用している(青葉棟屋上：推定年間蒸発水量約3,000m<sup>3</sup>、青葉棟厨房北側：推定年間蒸発水量約800m<sup>3</sup>)。

ところで、東村山市下水道条例(昭和54年東村山市条例第1号)第23条によると、使用する水の水量が公共下水道に排出する汚水量と著しく異なる場合は、その蒸発によって公共下水道に排出されない水量について減水量申告をすることによって下水道料金が軽減されることとなっている。

しかしながら、東村山老人ホームは減水量申告を行っておらず、蒸発水相当分の下水道料金が過大に支出される結果となっている。

東村山老人ホームは、減水量申告が行われるよう早急に適切な措置を講じられたい。

( 東村山老人ホーム )

2 意見・要望事項

( その他 )

( 1 ) 印刷物の作成方法等について留意すべきもの

老人医療センター、豊島病院及び大塚病院は、都立豊島病院が平成11年度に再開されることに伴い、3病院が共同して、区西北部二次保健医療圏を中心とする新たな医療連携を展開することとし、区西北部6区(文京区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区)の医師会等に配布するためのパンフレット「医療連携のあらまし」と「都立3病院のご案内」とを、3病院が同一のものをそれぞれ作成し、配布している。

このパンフレットの作成に係る契約状況について見たところ、3病院は、パンフレットの印刷原稿については共同して作成したものの、印刷製本請負契約においては、十分な協議を行わなかったことから、作成時期(各医師会への配布が9月及び12月となっている)及び契約単価(医療連携のあらまし：43円から80円、都立3病院のご案内：98円から234円)が大幅に相違する結果となっていることなどが認められた。

センター等は、これらの原因について調査するとともに、印刷物の作成方法等について留意されたい。

( 老人医療センター )

# 衛 生 局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の衛生局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約265件、総額1億7,424万円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、健康推進部、生活環境部、医療計画部、医療福祉部、薬務部  
(2) 事 業 所 衛生研究所、秋川・南多摩・多摩小平各保健所、北療育医療センター、府中療育センター、成東児童保健院、市場衛生検査所、動物保護相談センター、監察医務院、保健科学大学、広尾・豊島・松沢・青梅各看護専門学校、中部総合精神保健福祉センター、東部薬事衛生事務所

### 3 実地監査期間

平成12年5月12日から同年6月5日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(歳入)

#### (1) 電話使用料の徴収を適正に行うべきもの

東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第33条によれば、「行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸施設の使用に必要な経費を負担させなければならない。」こととされている。

ところで、北療育医療センターは、職員団体に対して事務室の使用許可を行っているが、当該財産に付帯する内線電話機（1台）については、使用料（月額1,187円）を徴収しておらず適正でない。

センターは、電話使用料の徴収を適正に行われたい。

(北療育医療センター)

(歳出「重点監査事項」)

#### (2) 再生紙使用マークの表示を適切に行うべきもの

印刷物の作成に当たっては、東京都印刷物取扱規程の一部改正等について（昭和61年4月28日付61総総文第24号）の一部改正により、再生紙を積極的に活用するとともに、印刷物には、古紙配合率と再生紙使用マークを表示することとしている。

ところで、衛生研究所で作成している印刷物について見たところ、

「衛生研究所事業概要」、「衛生研究所研究年報第50号の掲載論文別冊刷り」及び「プ

プロジェクト研究報告書」(居住環境編、感染症・天然添加物・情報システム編)については、古紙配合率100%のものが使用されているにもかかわらず、古紙配合率及び再生紙使用マークの表示が行われていないこと

「プロジェクト研究報告書」(漢方方剤・生薬編)及び「危険物請求伝票」については、古紙配合率100%のものを使用しているにもかかわらず、古紙配合率及び再生紙使用マークの表示が70%と、また、「衛生研究所事業案内」では、古紙配合率70%のものを使用しているにもかかわらず、40%と表示されていること

などが認められた。

所は、再生紙使用マークの表示を適切に行われたい。

( 衛生研究所 )

( 歳 出「重点監査事項」)

( 3 ) 印刷製本請負契約に係る事務処理を適正に行うべきもの

生活環境部は、「HACCPの考え方に基づく自主管理マニュアル作成の手引き」の印刷製本請負契約を平成11年9月8日にAと締結(契約金額:365万4,000円)している。

ところで、当該契約においては、履行期限を平成11年10月15日と定めているが、成果品が実際に納入されたのは、印刷原稿の遅れもあったことから、平成12年3月28日であったことが認められた。

しかしながら、部は、契約の履行期限内に成果品の納入があったとして、平成11年10月25日に代金を支払っており適正でない。

部は、印刷製本請負契約に係る事務処理を適正に行われたい。

( 生活環境部 )

( 財 産 )

( 4 ) 保護具の措置を適切に行うべきもの

東京都労働安全衛生保護具措置規程(昭和55年東京都訓令第46号)によると、事務所総括安全衛生管理者等は、事業執行に必要な保護具を措置しなければならないとされている。

ところで、保健科学大学では、レントゲン等を扱っている放射線学科の教授等に保護具を措置しているが、当該保護具については、表1のとおり、大学開設(医療技術短期大学として開設)時である昭和61年度に措置したものの、その後、更新を行っていないため、全ての物が標準使用期間を超えていること、また、一部には措置数に不足があることが認められた。

大学は、保護具の措置を適切に行われたい。

( 保健科学大学 )

( 表 1 ) 保護具措置状況

保護具名	要措置数	措置数	措置年度	標準使用期間
上履き	9足	10足	昭和61年度	5年
手袋	9個	5個	〃	5
保護衣(含鉛)	9着	6着	〃	5
保護眼鏡	3個	3個	〃	5

衛 生 局  
( 病 院 会 計 )

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成11年度の衛生局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約313件、総額1億4,190万余円を対象として実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 病院事業部

(2) 事 業 所 広尾病院、大久保病院、大塚病院、駒込病院、豊島病院、荏原病院、墨東病院、府中病院、神経病院、清瀬小児病院、八王子小児病院、松沢病院、梅ヶ丘病院、母子保健院

3 実地監査期間

平成12年6月7日から同月29日まで

第2 監査の結果

1 指摘事項

(収 入)

(1) 特定保険医療材料に係る診療報酬の請求を適正に行うべきもの

特定保険医療材料（診療報酬点数表に材料価格基準のないもの）に係る診療報酬の請求額については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成10年厚生省告示第33号）により、医療機関が実際に購入した価格（10円未満は四捨五入）により算定することとされている。

ところで、大塚病院では、平成11年8月に行った手術に用いた、特定保険医療材料である人工肘関節の診療報酬額算定に当たり、購入価格により算定すべきところ、誤って購入価格より低く算定したため、表1のとおり、6万1,420円の請求漏れとなっていることが認められ適正でない。

病院は、特定保険医療材料に係る診療報酬の請求を適正に行われたい。

( 大 塚 病 院 )

(表1) 特定保険医療材料の購入及び療養に要する費用の額の算定状況

(単位：円)

品名	算定済価格	購入価格	請求漏金額
人工肘関節上腕骨コンポーネント 右スモール	409,190	442,260	33,070
人工肘関節尺骨コンポーネント	358,160	386,510	28,350
合計	767,350	828,770	61,420

(収入)

## (2) 入院料に係る診療報酬の請求を適正に行うべきもの

入院料に係る診療報酬については、診療報酬点数表により、特定入院（救命救急、特定集中治療室等の入院）のある場合は、一般病床の入院と区別して算定し、請求することとされている。

ところで、神経病院において、平成11年8月分の診療報酬明細書を見たところ、31日間入院していた患者について、特定集中治療室の入院日数を9日間として算定していたが、診療報酬請求前に、特定集中治療室における入院は5日間で、その後は、一般病床に入院（26日間）していたことが判明した。

しかしながら、病院は、診療報酬額の修正において、特定集中治療室の入院料については9日間から5日間に修正したものの、一般病床での入院日数4日間分についての増修正を行わなかったため、入院料の請求額が5万3,000円不足していることが認められ適正でない。

病院は、入院料に係る診療報酬の請求を適正に行われたい。

(神経病院)

(支出「重点監査事項」)

## (3) 印刷製本請負契約に係る契約手続等を適正に行うべきもの

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に基づき随意契約ができるのは印刷製本請負契約の場合、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の2第6号の規定により予定価格の額が100万円を超えないものとされている。

しかしながら、適用条項（同規則同条第2号に該当し、160万円までできると判断）を誤ったことから、

墨東病院は、表2のとおり、予定価格の額が100万円を超えているにもかかわらず、入札に付することなく随意契約により行っていること

大塚病院は、「診療放射線科検査の手引き」の冊子を5月に1,500部作成（冊子の奥付の表示が、発行5月、発行数量1,500部となっている。）しているが、予定価格の額が160万円を超えることから、表3のとおり、5月と6月に、それぞれ750部ずつ印刷製本請負契約を締結したとして、契約書を分けて作成していること

など、不適正な契約手続及び事務処理を行っていることが認められた。

病院事業部は、今後このようなことのないよう指導の徹底を図るとともに、各病院は、印刷製本請負契約に係る契約手続等を適正に行われたい。

( 病院事業部 )

( 大塚病院 )

( 墨東病院 )

(表2) 入札に付すべきものを随意契約している事例 (単位：円)

件名	予定価格	契約金額	契約年月日	納入年月日
物品請求書ほか6点の印刷	1,086,750	987,000	平成11.7.23	平成11.7.30
受診票及び予約券ほか2点の印刷	1,199,625	938,175	11.8.12	11.8.23
経過用紙(外来)ほか7点の印刷	1,333,500	1,213,275	11.9.17	11.9.27
入院申込書ほか4点の印刷	1,029,000	838,950	11.10.7	11.10.18
受診票及び予約券の印刷	1,063,125	826,875	11.11.12	11.11.22
総合検査依頼ほか1点の印刷	1,102,500	829,500	11.11.8	11.11.16
総合検査依頼の印刷	1,050,000	882,000	11.12.9	11.12.17

(表3) 「診療放射線科検査の手引き」の作成契約の状況 (単位：部、円)

番号	契約方法	契約年月日	履行年月日	数量	単価	契約金額	契約業者
1	随意契約	平成11.5.14	平成11.5.31	750	1,470	1,157,625	A
2	随意契約	11.6.11	11.6.30	750	1,470	1,157,625	A

(支出「重点監査事項」)

(4) 印刷製本請負契約にかかわる事務処理を適正に行うべきもの

各都立病院では、病棟等で使用する各種印刷物の作成をしているが、同請負契約にかかわる事務処理について見ると、

墨東病院では、「外来カルテ(外科)ほか5点の様式」(契約金額：15万9,600円)について、平成11年9月に納品させていたにもかかわらず、平成11年10月5日に契約締結をしたとしていること

大塚病院では、「ママと赤ちゃん」の冊子を平成11年6月に発行(数量：500部、契約金額：50万4,000円)しているにもかかわらず、平成11年7月16日に契約締結をしたとしていること

荏原病院では、「院内検査依頼表ほか1点の様式」(契約金額：34万7,025円)について、平成11年5月に納品させているにもかかわらず、平成11年6月7日に契約締結をしたとしていること

など、契約手続がいずれも事後に行われており適正でない。

大塚病院及び荏原病院では、ほかにも同様な事例が認められており、各病院では、今後このようなことのないよう、適正な事務処理を行われたい。



( 大塚病院 )  
( 荏原病院 )  
( 墨東病院 )

## 2 意見・要望事項

( その他 )

### ( 1 ) 印刷物の作成方法等について留意すべきもの

豊島病院、大塚病院及び老人医療センターは、豊島病院が平成11年7月に再開されることに伴い、3病院が共同して、区西北部二次保健医療圏を中心とする新たな医療連携を展開することとし、区西北部6区(文京区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区)の医師会等に配布するためのパンフレット「医療連携のあらまし」と「都立3病院のご案内」とを、3病院が同一のものをそれぞれ作成し、配布している。

このパンフレットの作成に係る契約状況について見たところ、3病院は、パンフレットの印刷原稿については共同して作成したものの、印刷製本請負契約においては、十分な協議を行わなかったことから、作成時期(同一に配布すべきであるが9月と12月になっている。)及び契約単価(「医療連携のあらまし」: 43円から80円、「都立3病院のご案内」: 98円から234円)が大幅に相違する結果となっていることが認められた。

病院等は、これらの原因について調査するとともに、印刷物の作成方法等について留意されたい。

( 大塚病院 )  
( 豊島病院 )

# 労働経済局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の労働経済局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約328件、総額1億9,213万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、産業政策室、労政部、職業能力開発部、商工計画部、商工振興部、農林水産部
- (2) 事業所 中央・大崎・新宿・三鷹・立川・八王子各労政事務所、品川・大田・板橋・赤羽・足立・立川・亀戸・中野・王子・八王子・府中各技術専門校、東京障害者職業能力開発校、西多摩・南多摩・北多摩各経済事務所、産業技術研究所、商工指導所、皮革技術センター、城東・城南各地域中小企業振興センター、農業・畜産・水産各試験場、家畜保健衛生所、中央・西多摩各農業改良普及センター

### 3 実地監査期間

平成12年5月31日から同年6月28日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(歳出「重点監査事項」)

#### (1) 再生紙の活用等を適切に行うべきもの

印刷物の作成に当たっては、東京都印刷物取扱規程の一部改正等について（昭和61年4月28日付61総総文第24号）の一部改正により、再生紙を積極的に活用することとし、印刷物には古紙配合率と再生紙使用マークを表示することとしている。

農林水産部及び水産試験場で作成している印刷物を見たところ

農林水産部では、とうきょう普及インフォメーションほか9件の印刷物について、古紙配合率70%以上が使用されているにもかかわらず古紙配合率と再生紙使用マークの記載が行われていないこと

水産試験場では、事業概要ほか2件の印刷物について、特別の理由がないにもかかわらず再生紙を使用していないこと

が認められた。

部及び場は、再生紙の活用や使用マークの表示を適切に行われたい。

( 農林水産部 )

( 水産試験場 )

( 歳 出 )

( 2 ) 委託契約を適切な時期に行うべきもの

農林水産部では、ウミガメの産卵する海浜及び生息する海域の環境改善を目的として、海亀産卵場及び生息水域環境保全業務についてA及びBとそれぞれ委託契約を締結(各契約期間:平成11.11.4~平成12.2.29、各契約金額:135万4,500円)している。同委託契約の仕様内容については、海域の清掃(5回)、産卵場の清掃(産卵やふ化の障害となるゴミ等除去、5回)並びに卵と稚亀の保護及び監視(一般の人の立ち入る可能性のある産卵場について巡回監視、45回)となっている。

しかしながら、小笠原諸島におけるウミガメの産卵はおおむね5月に入って始まり、ふ化は8月末頃までであり、A及びBから当該時期に業務を実施した報告書等の提出が認められたことから、契約時期が事後となっており適切でない。

部は、適切な時期に委託契約を行われたい。

( 農林水産部 )

( 財 産 )

( 3 ) データファイルへの登載手続を行うべきもの

産業技術研究所では、表1のとおり、監査日(平成12.6.19)現在、東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)第6条の2に定める財務会計システムのデータファイルに登載がなされていない備品が見受けられた。

所は、早急にデータファイルへの登載手続を行われたい。

( 産業技術研究所 )

(表1) データファイルへの登載手続漏れ購入備品内訳

品名	購入単価(円)	台数(台)	納品日
パーソナルコンピューター	167,000	1	11. 5.11
プリンター	29,800	1	"
ノートパソコン	279,420	2	11.11.29
ノートパソコン	277,000	2	11.12.22
デジタルスチルカメラ	118,000	1	12. 1.11
プリンター	51,800	1	"
パーソナルコンピューター	261,900	1	12. 1.28
パーソナルコンピューター	204,500	1	"
ディスプレイ	135,000	1	"
プリンター	71,900	1	"
パーソナルコンピューター	402,200	1	12. 3. 3
プリンター	181,000	1	"
耐薬引違保管庫	132,000	5	12. 3. 9
耐薬両開き保管庫	597,000	2	"
計	—	21	—

## 中央卸売市場

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査対象事務

平成11年度の中央卸売市場における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約26件、総額3,578万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 経営管理部、施設部

(2) 事業所 築地・食肉・大田・淀橋・北足立・世田谷・板橋各市場

#### 3 実地監査期間

平成12年5月29日から同年6月14日まで

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

(支出)

##### (1) 調査委託契約の履行を確実に行わせるべきもの

第7次東京都卸売市場整備計画は、平成13年度を初年度、平成22年度を目標年度として知事が策定するものである。この策定に関しては、卸売市場審議会から答申される予定の東京都卸売市場整備基本方針に基づき定めることとなっており、この審議会に提出する参考資料のため、経営管理部では、基礎調査を実施することとした。

ところで、部では、この基礎調査である調査委託契約を表1のとおり行っているが、その履行状況について見たところ、委託契約に基づく成果品（調査報告書等）が、監査日（平成12.6.12）現在、納入されておらず適正でない。

また、表1の については、成果品が納入されていないにもかかわらず、平成12年3月31日付けで委託完了届が提出されており、検査も同日に終了したとしている。

部は、調査委託契約の履行を確実に行わせられたい。

( 経営管理部 )

(表1) 調査委託契約の内容

	契約の内容	契約期間	契約金額	成果品の内容	契約の相手側
	第7次東京都卸売市場整備計画策定に関する基礎調査	平成11.10.21 ~ 12.3.31	4,816,350円	調査報告書100部等	A
	東京都卸売市場の情報推進方策に関する調査	平成11.10.25 ~ 12.3.31	3,964,800	調査報告書100部等	B
	東京都卸売市場の物流効率化に関する調査	平成11.12.8 ~ 12.3.31	8,400,000	調査報告書100部等	C

中央卸売市場  
(と場会計)

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成11年度の中央卸売市場における予算の執行、財産の管理等について地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

なお、監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定したが、予定金額10万円を超える契約は該当するものがなかった。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 経営管理部

(2) 事業所 食肉市場

3 実地監査期間

平成12年9月22日及び25日

第2 監査の結果

1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

# 住 宅 局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の住宅局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約126件、総額1億777万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、開発調整部、建設部、管理部、不動産業指導部

(2) 事 業 所 東部・南部・北部各住宅建設事務所

### 3 実地監査期間

平成12年6月23日から同年7月5日まで



## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(歳出「重点監査事項」)

#### (1) 印刷物の作成を適切に行うべきもの

印刷物作成契約について見たところ、次のとおり適切でない処理が見受けられた。

##### ア 規程に基づいて印刷物を作成すべきもの

印刷物作成に当たっての処理状況を見たところ、表1のとおり 東京都印刷物取扱規程(昭和28年東京都訓令甲第55号)第4条(作成手続)、第5条(登録)及び第6条(整理保管)に基づいた作成手続を行っていないもの及び 東京都公印規程(昭和28年東京都規則第158号)第11条の3(公印の印影の刷り込み)に基づいた公印の印影の刷り込みにかかる事務手続を行っていないものが見られたのは適正でない。

印刷物の作成に当たっては、規程に基づいて作成されたい。

( 総 務 部 )

( 管 理 部 )

(表1) 規程に基づいて印刷物を作成していない事例

件 名	契約金額(千円)	事務処理の状況
住宅月間行事実施委託契約における印刷物作成	2,200	印刷物として規程に基づいた登録等をしていない。 (総務部)
都営住宅使用料領収の際に発行する公印刷り込み済みの領収証書作成	95	公印事前押印・刷り込み申請書を規程に基づいた公印管理者に提出していない。 (管理部)

イ 仕様書の作成を適切に行うべきもの

印刷物作成契約を締結するに当たって作成された仕様書について、その内容が十分検討されていないため、表2のとおり実際に必要とする成果物の内容と異なっており適切でない。

印刷物を作成するに当たり、仕様について十分検討した上で、仕様の内容を仕様書で適切に指示するよう留意されたい。

( 開発調整部 )

( 管理部 )

(表2) 成果物が仕様書と異なっているもの

部	契約件名 (契約金額)	うち指摘の対象となつた印刷物	仕様書の内容	成果物の状況
開発調整部	都民住宅(法人管理型)供給計画認定申請募集案内 (契約金額:1,213千円)	(左件名のとおり)	古紙配合率の指定なし。	古紙配合率70%の表示あり。
	住宅局標準設計単価表(建築10月1日付)ほか3件 (契約金額:1,218千円)	・住宅局標準設計単価明細表(建築10月1日付) ・同上(整備10月1日付)	表紙の色:黄色 古紙配合率:70%	表紙の色:白色 古紙配合率:100%
管理部	収入認定通知書兼使用料通知書ほか5点 (契約金額:124千円)	・使用者負担額変更通知書	大きさ:横が8と10分の3インチ	大きさ:横が9と10分の3インチ

ウ 適切な使用予定枚数を見込んで適量の印刷をすべきもの

印刷物の作成状況を見たところ、表3の事例のとおり使用実績に比べて過大な印刷をしており適切でない。

印刷物の適切な使用予定枚数を見込んで適量の印刷をされたい。

( 管理部 )

( 不動産業指導部 )

(表3) 過大に印刷している事例

部	印刷様式名	契約金額 (千円)	納品日	印刷枚数	平成11年度未 残枚数	平成11年度 使用実績
管理部	住宅使用料減免申請書・新規用	197	平成 12.3.31	48,000	48,000	17,000
不動産業指導部	宅地建物取引業法に基づく欠格事由の刑罰の有無	164	11.4.22	6,000	11,200	5,000
		221	12.3.31	10,000		

( 歳 出 )

( 2 ) 賃借料の支払を納期限内に行うべきもの

管理部では、都営戸山アパート(新宿区百人町三丁目ほか)の敷地を大蔵省から賃借している(賃借面積6万8,355.81m<sup>2</sup>、年間賃借料1億3,894万7,915円)。

この賃借料の支払状況について見たところ、第4四半期分の支払について、賃借料のほか延滞金6万2,854円を支出している。

これは、事務上の錯誤から、納期限(平成12.1.20、支払金額3,473万6,978円)を8日過ぎて支払ったことによるものである。

部は、賃借料の支払を納期限内に行うよう適正な事務処理に努められたい。

( 管 理 部 )

( 財 産 )

( 3 ) 債権の管理を適正に行うべきもの

東部住宅建設事務所は、事務所を中央区京橋一丁目にあるビルに移転するため、貸室賃貸借契約(契約年月日:平成11.5.10、面積:1,315m<sup>2</sup>(共有面積を含む。))契約賃料:836万2,977円(月額、共益費及び消費税を除く。))を結んでいる。この契約に基づき、所は、表4のとおり敷金1億35万5,724円を預託している。

しかしながら、監査日(平成12.6.28)現在、当該敷金を債権として登録・管理していないことは適正でない。

所は、債権管理を適正に行われたい。

( 東部住宅建設事務所 )

( 表 4 ) 敷金の額及び算出方法

敷金の額	算 出 方 法
100,355,724 円	8,362,977円(賃料)/月 × 12 か月 = 100,355,724 円

## 多摩都市整備本部

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査対象事務

平成11年度の多摩都市整備本部における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約34件、総額1,431万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 管理部、建設計画部

(2) 事業所 南多摩整備事務所、北多摩整備事務所、多摩ニュータウン下水道事務所

#### 3 実地監査期間

平成12年5月30日から同年6月12日まで

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

# 建設局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の建設局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定価格10万円を超える契約349件、総額2億6,524万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、公園緑地部、河川部、再開発部、区画整理部

(2) 事業所 第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所・土木技術研究所、東部・西部各公園緑地事務所、恩賜上野動物園、多摩動物公園、江東治水事務所、第一・第二・第三各区画整理事務所、第一・第二各再開発事務所

### 3 実地監査期間

平成12年6月30日から同年8月9日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(歳入)

#### (1) 占有者等から徴収する電気料の算定を適正に行うべきもの

局は、都市公園の占有許可、公園施設の管理許可・設置許可などに伴い、占有許可等を受けた者(以下「占有者等」という。)から徴収する電気料の算定を、「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法について」(44財管一発第252号財務局長決定)(以下「光熱水費等の計算方法」という。)の計算方法によるものとしている。

ところで、多摩動物公園は、占有者等が使用する事務所、売店、自動販売機等の電気料金を、占有者等から徴収している。

しかしながら、この算定方法について見たところ「光熱水費等の計算方法」によれば、事務所等の各子メータの消費電力量により徴収する電気料を算定する場合は、表1のとおり、親メータと各子メータの消費電力量比により算定すべきであるにもかかわらず、円未満を切り捨てた1kw/h当たりの単価を算出し、これを各子メータの消費電力量に乗じて算定しており、算定額が年間で16万3,323円過小なものとなっている。

園は、占有者等から徴収する電気料の算定を適正に行なわれたい。

(多摩動物公園)

(表1) 電気料の算定内訳(子メータのあるもの)

(単位:円、b・c欄のみkw/h)

徴収月	親メータ支払電気料 a	親メータ消費量 b	各子メータの合計消費量 c	公園の算定		光熱水費等の計算方法で算定	差額
				単価(切捨前) a / b= d	徴収料金		
平成11年4月	5,144,205	259,752	28,378	19 (19.804)	7,225,952	7,389,275	163,323
5月	5,299,604	274,392	28,012	19 (19.313)			
6月	5,139,404	263,640	31,531	19 (19.494)			
7月	5,399,037	282,000	32,127	19 (19.145)			
8月	5,899,667	292,704	36,175	20 (20.155)			
9月	6,775,896	341,664	40,547	19 (19.832)			
10月	6,387,955	317,904	36,539	20 (20.093)			
11月	5,241,154	265,968	31,647	19 (19.705)			
12月	5,297,142	273,456	27,629	19 (19.371)			
1月	5,441,298	283,104	26,665	19 (19.220)			
2月	5,715,634	298,320	29,430	19 (19.159)			
3月	6,062,065	321,264	29,351	18 (18.869)			

( 歳 入 )

( 2 ) 道路掘削復旧工事監督事務費の徴収を適正に行うべきもの

局は、道路占用要綱(昭和54年東京都告示第426号)に基づき、道路占用者が行った工事について、道路掘削復旧工事監督事務費(道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表に定める額)(以下「監督事務費」という。)を占用者に負担させるものとしている。

ところで、第五建設事務所は江東区佐賀一丁目1番から永代一丁目1番までのAが行った工事の監督事務費として3万4,615円(調定日:平成11.9.30)を徴収している。

しかしながら、当該工事は車道及び歩道部分の工事となっているが、この監督事務費は車道部分のみの調定となっており、歩道部分の監督事務費16万3,240円が調定されておらず、徴収不足となっているのは適正でない。

所は、監督事務費の徴収を適正に行なわれたい。

( 第五建設事務所 )

( 歳 出「重点監査事項」)

( 3 ) 管内図の印刷請負契約を適正に行うべきもの

北多摩南部建設事務所は、事務事業用として使用するため、所管する区域の管内図の作成についてBと、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2を根拠として随意契約(契約年月日:平成11.6.25、履行期限:平成11.7.30、契約金額:104万4,470円)を締結している。

しかしながら、同規則第34条の2は、随意契約により契約を締結することができるのは、印刷物の場合、予定価格が100万円を超えないものとしていることから、随意契約で行っているのは適正でない。

所は、管内図の印刷請負契約を適正に行われたい。

( 北多摩南部建設事務所 )

( 歳 出 )

( 4 ) 建設工事の見積期間の設定を適正に行うべきもの

建設業法(昭和24年法律第100号)第20条及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条によれば建設工事における入札参加者の見積期間は、工事1件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上、工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上、工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上とすると定められており、やむを得ない事情があるときは、及びの期間を、5日以内に限り短縮することができることとされている。

ところで、東部公園緑地事務所は、平成11年度において、予定価格が5,000万円以上の工事を10件発注している。

しかしながら、所が発注したこれら建設工事における請負業者の見積期間について見たところ、表2のとおり、いずれも、その見積期間が法令で定める日数を確保しておらず適正でない。

所は、建設工事の見積期間の設定を適正に行われたい。

( 東部公園緑地事務所 )

( 表 2 ) 工事1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事発注状況

	工 事 件 名	契約方法	発注(招)日	設計説明日	入札・見積合せ日	見積期間
1	舎人公園B地区整備工事	競争入札	平成11. 7. 13	平成11. 7. 14	平成11. 7. 22	7日
2	和田堀公園整備工事	競争入札	11. 9. 7	11. 9. 8	11. 9. 16	7日
3	青山霊園園路改修工事	競争入札	11. 9. 28	11. 9. 29	11. 10. 6	6日
4	木場公園一部整備工事	競争入札	11. 10. 5	11. 10. 6	11. 10. 14	7日
5	大島・小松川公園一部整備工事	競争入札	11. 10. 19	11. 10. 20	11. 10. 27	6日
6	城北中央公園整備工事	競争入札	11. 10. 19	11. 10. 20	11. 10. 27	6日
7	砧公園施設改良整備工事	競争入札	11. 10. 19	11. 10. 20	11. 10. 27	6日
8	木場公園整備工事(その2)	競争入札	12. 1. 11	12. 1. 12	12. 1. 19	6日
9	木場公園整備工事(その3)	競争入札	12. 1. 25	12. 1. 26	12. 2. 2	6日
10	砧公園外1公園施設整備工事	競争入札	12. 2. 1	12. 2. 2	12. 2. 9	6日

( 注 ) 見積期間は、設計説明日の翌日から起算して、入札・見積合せ日の前日までの日数。



# 港 湾 局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の港湾局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約81件、総額4,266万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、港営部、開発部、港湾整備部、離島港湾部

(2) 事 業 所 東京港管理事務所、東京港防災事務所、東京港建設事務所、東京港沖合理立整備事務所

### 3 実地監査期間

平成12年4月24日から同年5月29日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(歳出)

#### (1) 海岸保全施設管理住宅の管理を適正に行うべきもの

東京港防災事務所では、勤務時間外の高潮対策のために海岸保全施設管理住宅を設置しており、入居していた職員が退去したことから、この住宅の修繕を請負契約(契約金額:56万122円、履行期限:平成11年8月13日)により行っている。

しかしながら、この修繕の状況を見たところ、表1のとおり、総務局長名通知(平成3年2月8日付2総勤福第743号)により、畳表替、襖張替、障子張替等の原状回復は、退去者が行うものとされているにもかかわらず、原状回復を求めないまま、修繕として執行している事例がみられた。

所は海岸保全施設管理住宅の管理を適正に行われたい。

(東京港防災事務所)

(表1) 海岸保全施設管理住宅修繕状況

(単位:円)

区 分	金 額	うち、退去者が行うべきもの(再掲)
辰巳住宅102室	228,742	67,620
港南住宅1003室	331,380	60,690

## 出 納 長 室

### 第 1 監査の範囲

#### 1 監査対象事務

平成 11 年度の出納長室における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額 10 万円を超える契約 19 件、総額 1,915 万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 出納長室

(2) 事 業 所 副出納長室、中央・台東・青梅・八王子・町田各出納事務所

#### 3 実地監査期間

平成 12 年 9 月 1 日から同月 21 日まで

### 第 2 監査の結果

#### 1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

# 東京消防庁

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の東京消防庁における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約140件、総額1億2,205万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、指導広報部、装備部
- (2) 事業所 丸の内・神田・芝・蒲田・矢口・渋谷・野方・杉並・池袋・志村・練馬・上野・千住・向島・昭島・小金井・三鷹・清瀬・八王子各消防署及び消防学校

### 3 実地監査期間

平成12年9月4日から同月19日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

# 交 通 局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の交通局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約83件、総額1億2,373万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

- (1) 本 庁 経営企画室、総務部、職員部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部
- (2) 事 業 所 杉並自動車営業所、巣鴨自動車営業所、深川自動車営業所

### 3 実地監査期間

平成12年6月7日から同年7月4日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(支出「重点監査事項」)

#### (1) 再生紙の使用及び再生紙使用マークの表示を適切に行うべきもの

交通局では、印刷物作成に当たっては、「東京都庁 再生品利用ガイドラインステップ」（平成10.2.16交通局総務課長決定）により、再生紙を積極的に活用するとともに、古紙配合率及び再生紙使用マークを表示することとしている。

ところで、局で作成している印刷物を見たところ

総務部で作成している「無料乗車券申請書」については、特別の理由がないにもかかわらず再生紙を使用していないこと

電車部で作成している「車内全線路線図他」の印刷については、古紙配合率40%のものが使用されているにもかかわらず、古紙配合率及び再生紙使用マークの表示が行われていないこと

などが認められた。

各部は、再生紙の使用等を適切に行われたい。

( 総 務 部 )

( 電 車 部 )

( 支 出 )

( 2 ) 土地の使用契約を適正な補償額により締結すべきもの

東京都交通局所管の事業の施行に伴う損失補償基準(昭和40.2.1交通局長決定)第3条によれば、「土地等の取得又は土地等の使用に係る補償額は契約締結の時の価格によって算定する」とこととされている。

建設工務部は、都営地下鉄大江戸線の施設用地(区分地上権)として、新宿区西新宿四丁目334番1に所在する土地2.80m<sup>2</sup>(マンション用地の区分所有持分757,196分の1,946)の使用契約を平成11年10月20日にAと締結している。

ところで、当該土地を含むマンション用地については、平成6年7月に当該マンションの管理組合理事長との間において、「土地使用についての覚書」が締結されている。

しかしながら、補償額の算定は、契約締結の時の価格によって算定することとしているにもかかわらず、当該覚書による補償については、平成6年7月時点の価格によることなく、平成4年9月25日に決定した価格により算定しており、3万48円の補償を行ったことは適正でない。

部は、土地の使用契約を適正な補償額により行われたい。

( 建設工務部 )

( 財 産 )

( 3 ) 財産の管理を適切に行うべきもの

交通局は、浅草線浅草橋駅A1出入口を含む土地(局所有地、台東区柳橋一丁目6番7:41.75m<sup>2</sup>及びB所有地、台東区柳橋一丁目6番9及び10:107.86m<sup>2</sup>)に、B所有のビルを新築することから、地下鉄専用エレベーター及び階段室を設置替えすることが必要となり、工事費の負担割合等について、Bと基本協定を締結(平成9年10月13日)している。

この基本協定に基づき、Bは、平成11年7月23日に建物が完成したことに伴い、局が費用負担したエレベーター等の部分(工事費:3,040万9,050円)と、Bが費用負担して新設した、1階部分21.70m<sup>2</sup>及び地下1階部分26.99m<sup>2</sup>部分(合計工事費:2,123万3,000円)を含め、局に対し財産の引渡しを行っている。

しかしながら、固定資産元帳を見たところ、建設工務部は、監査日(平成12.6.27)現在、Bが費用を負担した1階部分及び地下1階部分の固定資産(構築物)の登録及び従前の固定資産(構築物、財産価格:433万1,532円)の抹消をしておらず適切でない。

部は、財産の管理を適切に行われたい。

( 建設工務部 )

## 2 意見・要望事項

### (1) 契約方法について検討すべきもの

地方公共団体の行う契約締結の方法は、一般競争入札を原則としているものの、「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号)など政令で定める場合に限り、随意契約の方法によることができる」とされている。

ところで、局は、財団法人東京都交通局協力会に対し駅構内等の清掃業務など27件の契約案件(契約総金額:22億2,505万5,000円)について、また、東京交通サービス株式会社に対し職員住宅の電気・給水設備等の保守管理業務など12の契約案件(契約総金額:18億3,645万1,000円)について、それぞれ「保安及び技術の両面で信頼性が高く、本業務についても永年に亘る信用と実績を有している」などの特命理由により随意契約を締結している。

これらの契約にかかわる業務内容について見ると、その多くの契約案件について、

物品買入れ等競争入札参加有資格者名簿(平成11・12年度)に登録されている他の業者でも行うことが可能であること

特命とする理由に乏しいこと

政令で定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」などに該当しないこと

など契約方法を検討すべきものが認められることから、局は、個々の案件の業務内容等を精査し、契約方法の見直しを行われたい。

( 総 務 部 )

### (2) 自動車燃料の購入契約にかかわる業者選定の方法について検討すべきもの

自動車部は、平成11年度における事業用自動車燃料(軽油)の購入(総購入予定数量:2,662万、支出予定金額:16億3,433万4,900円)に際し、購入量が多量であって、納入場所が都内全域に散在していることなどから、安定かつ確実な供給を図っていく必要があるとして、軽油元売り業者3社の販売代理店である5社を選定し、その5社ごとに予定数量の割当てをし、契約(具体的には、1か月ごとに5社と随意契約により行う。)を行っている。

しかしながら、監査日(平成12.6.26)現在、都内の軽油元売り業者は12社あるが、平成11年度の契約業者5社を選定するに当たっては、ほかの元売り業者9社の販売代理店については何らの調査等を行うことなく決定していることが認められた。

部は、自動車燃料の購入契約に当たり、できるだけ多くの販売代理店について、その業務内容、軽油の安定供給能力の有無等について調査を行うなどして、望ましい業者選定の方法について検討されたい。

( 自 動 車 部 )

# 水 道 局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の水道局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定価格10万円を超える契約150件、総額1億2,483万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、経営計画部、職員部、経理部、営業部、浄水部、給水部、建設部
- (2) 多摩水道対策本部 調整部、施設部
- (3) 事業所 中央・東部第一・東部第二・西部・南部第一・南部第二・北部第一・北部第二各支所、千代田・江東・江戸川南・荒川・足立西・新宿・杉並東・大田南・品川・世田谷東・目黒・豊島・練馬東・板橋南・北各営業所、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、小河内貯水池管理事務所、東村山・玉川・金町・朝霞・三園各浄水管理事務所、境・砧各浄水場、東部・西部各建設事務所、水道特別作業隊、多摩ニュータウン事務所、工業用水道事務所

### 3 実地監査期間

平成12年4月24日から同年5月29日まで



## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(支出「重点監査事項」)

#### (1) パンフレット等の印刷契約を適正に行うべきもの

水運用センターは、見学者配付用として和文及び英文のパンフレット並びにリーフレットの作成をAを相手方として、東京都水道局財務規程(昭和35年東京都水道局管理規程第22号)240条に基づき随意契約(契約金額:111万9,300円、契約年月日:平成12.2.14、納期日:平成12.3.31)により締結している。

しかしながら、同条によれば、随意契約により契約を締結することができるのは、印刷物の場合、予定価格が100万円以内と規定していることから、随意契約で行っているのは適正でない。

センターは、パンフレット等の印刷契約を適正に行われたい。

(水運用センター)

(支出「重点監査事項」)

#### (2) 印刷物の校正を適切に行うべきもの

金町浄水管理事務所では、見学者や関係機関等に配付するため、「金町浄水場概要」及び「金町浄水場高度浄水施設概要」のリーフレット等を、表1のとおり、2回にわたりBを相手方として随意契約により作成している。

これは、第1回目の印刷物の作成において、原稿に誤りがあったにもかかわらず適切な校正を行っていないことから、第2回目の印刷を行ったものである。

所は、印刷物の校正を適切に行われたい。

(金町浄水管理事務所)

(表1) 金町浄水場及び高度浄水施設概要の印刷契約状況(単位:部、円)

品名	部数	単価	金額	契約年月日
金町浄水場概要	10,000	47.70	500,850	平成
高度浄水施設概要	3,000	140	441,000	12.2.3
金町浄水場概要	1,000	255	267,750	"
高度浄水施設概要	1,000	240	252,000	12.3.9
計			1,461,600	

( 支 出 )

( 3 ) 単価契約に係る予算の執行管理を適正に行うべきもの

北部第一支所では、洗濯業務委託についてCを相手方として単価契約(契約期間:平成11.4.1~平成12.3.31、推定総金額:105万262円)を締結している。

ところで、この契約に係る継続支払いについて見たところ、表2のとおり、推定総金額を5万3,954円超過して支出しており適正でない。

所は、単価契約に係る予算の執行管理を適正に行われたい。

( 北部第一支所 )

( 表 2 ) 委託契約支出状況表

( 単位 : 円 )

	部 所 名	支 出 科 目	3月末支出額累計
北部第一	配 水 課	配水費(作業関係)	381,482
	漏水防止課	配水費(漏水防止関係)	449,035
支 所	豊島営業所	業務費(一般)	205,592
	文京営業所		10,834
	台東営業所		57,273
支 出 額 合 計			1,104,216
推 定 総 金 額			1,050,262
超 過 支 出 額			53,954

( 支 出 )

( 4 ) 固定資産の取替えに要する経費の経理を適正に行うべきもの

局は、固定資産の新設、増設または改良に要する経費並びに固定資産維持補修または撤去に要する経費等の支出区分は、「固定資産規程第72条第2項に定める支出区分(建設、改良と補修の支出区分)の基準」(以下「支出区分の基準」と言う。)により区分している。

ところで、朝霞浄水管理事務所では、経年劣化により揚水不能となった排水ポンプ(1台)(昭和59年度取得、耐用年数15年、価額182万5,968円)の一部(価額92万9,792円)を取り替えるため、水中ポンプ1台及び付帯する配管を90万8,000円で購入し、補修費として営業費用の配水ポンプ作業費で支出している。

しかしながら、「支出区分の基準」によれば、ポンプ設備の電動機またはポンプの取替えに要する経費(単位資産あたりの支出額が20万円以上で、取替部分の価額が30%を超えるもの)の支出区分は資本的支出であることから、水中ポンプ等の購入費を補修費として収益的支出(営業費用)で支出しているのは適正でない。

所は、固定資産の取替えに要する経費の経理を適正に行われたい。

( 朝霞浄水管理事務所 )

## 下 水 道 局

### 第1 監 査 の 範 囲

#### 1 監査対象事務

平成11年度の下水道局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約133件、総額2億1,929万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、職員部、経理部、業務部、計画部、施設管理部、建設部
- (2) 流域下水道本部 管理部、技術部
- (3) 事 業 所 中部・北部第一・北部第二・東部第一・東部第二・西部第一・西部第二・南部各管理事務所、砂町水処理センター、中部・南部・北部各建設事務所

#### 3 実地監査期間

平成12年4月24日から同年5月24日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

#### (収入)

#### (1) 収入調定を速やかに行うべきもの

施設管理部では、南部スラッジプラントで製造する軽量細粒材(スラジライト)をAに売却している。

この代金の収入手続について見たところ、売却代金は、供給契約書第13条で、引渡期限完了後速やかに請求するものとしているにもかかわらず、表1のとおり、引渡期限から3か月又は4か月以上経過して調定及び請求を行っているのは適切でない。

部は、収入調定を速やかに行われたい。

(施設管理部)

(表1) スラジライト売却に係る契約、収入調定について

件名	契約年月日 (契約金額)	引渡期間(期限) (供給量)	収入 調定日	経過期間
軽量細粒材(スラジライト) 供給契約その1	平成11.5.10 (49,980円)	平成11.5.11~5.14 (5.6t <sub>γ</sub> )	平成11.9.24	4か月以上
軽量細粒材(スラジライト) 供給契約その2	平成11.6.15 (25,200円)	平成11.6.16~6.25 (4.0t <sub>γ</sub> )	平成11.9.24	3か月

( 支 出「重点監査事項」)

( 2 ) 印刷物の作成を適切に行うべきもの

印刷物作成契約について見たところ、次のとおり、再生紙を使用していないものや、納品検査について不備がある事例が見られた。

部は、印刷物の作成等を適切に行われたい。

ア 再生品利用については、平成10年2月の「東京都庁再生品利用ガイドラインステップ」(平成12.3.31まで有効)により、行政自らが率先して再生品の需要を拡大し、再生品を市場の中で定着させることが必要であり、印刷物(帳票類)作成に当たっては、古紙配合率50%以上の紙を使用するものとしている。

ところで、職員部において職員用に印刷している給与口座振込申込書(5枚1組、契約金額4万5,000円)の成果品を見たところ、再生紙を使用していないことが確認された。

( 職 員 部 )

イ 計画部及び施設管理部においては、表2のとおり、それぞれ印刷物作成契約を行っているが、成果品を確認したところ、古紙配合率が仕様書と異なったものとなっており、納品検査が十分に行われていない。

( 計 画 部 )

( 施設管理部 )

( 表 2 )

件 名	仕様書指定古紙配合率	成果品表示の古紙配合率	発注部
平成10年度区部下水道建設事業執行調書	古紙配合率100%	古紙配合率70%	計画部
工事しゅん工に伴う施設引継の事務処理要綱	古紙配合率100%	古紙配合率70%	施設管理部
光ファイバーネットワーク施設維持管理マニュアル	古紙配合率100%	古紙配合率70%	施設管理部

( 支 出「重点監査事項」)

( 3 ) 契約手続を適正に行うべきもの

東京都下水道局契約事務規程(昭和41年東京都下水道局管理規程第33号)第33条によれば、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号の規定に基づく随意契約によることができるのは、財産の買入れに関する契約については、予定価格の額が160万円を超えないものとしている。

ところで、経理部では、下水道告示現況図の作成を財産の買入れ契約として、表3のBと随意契約(2者による見積り合わせ)を締結している。

しかしながら、表3の二つの契約を見たところ、全区図を含めて全く同種の下水道告示現況図を作成させていることから、本来13点一括(予定価格が160万円を超える。)して指名競争入札により契約すべき事案であるにもかかわらず、分割して随意契約により契約締結しているのは適正でない。

部は、契約手続を適正に行われたい。

( 経 理 部 )

( 表 3 ) 下水道告示現況図契約状況

契約件名	契約内容	起工 年月日	契約 年月日	履行期限	予定価格 (円)	契約金額 (円)	見積書提出 事業者名
東京都下水道告示現況図 (全区図)ほか6点	全区、墨田区、江東区、 品川区、目黒区、世田 谷区、大田区の各下水 道告示現況図	平成 11.9.21	平成 11.9.29	平成 11.11.17	1,434,814	1,431,517	B C
東京都下水道告示現況図 (杉並区)ほか5点	杉並区、板橋区、練馬 区、足立区、・飾区、江 戸川区の各下水道告 示現況図	平成 11.9.21	平成 11.9.29	平成 11.11.17	1,094,751	1,091,396	B C

(支 出)

(4) 調査実施設計の積算を適切に行うべきもの

施設管理部では、通信事業者等から下水道管渠<sup>きよ</sup>に光ファイバーケーブルを敷設し利用したい旨の行政財産使用許可申請があった場合には、該当管渠<sup>きよ</sup>に関する必要な調査及び資料の収集等(以下「調査設計」という。)を委託契約により行っている。

ところで、平成11年度に実施した調査設計の委託業務について見たところ、一部に次のとおり、その積算金額に適切を欠くものが見られた。

部は、調査設計の積算を適切に行われたい。

(施設管理部)

ア 千代田区大手町一丁目～丸の内一丁目間外10か所光ファイバーケーブル敷設実施調査設計(特命随意契約、契約金額:1,743万円)における積算(起工日:平成11.10.6)については、管渠延長<sup>きよ</sup>の合計数量901mを誤って935mとして算定していること、及び起工日により平成11年10月1日改正の代価表を適用すべきところを旧代価表(平成11.5.1改正)を用いたことなどのため、表4のとおり、計13万5,450円過大に積算している。

(表4) 千代田区大手町一丁目～丸の内一丁目間外10か所調査設計正誤比較

費用内訳	正	誤	差額
調査工費用部分			
直接費	4,896,448円	4,979,660円	83,212円
間接費	3,200,497	3,236,033	35,536
一般管理費等	1,176,055	1,186,307	10,252
計	9,273,000	9,402,000	129,000
合計積算額(税込)	17,477,250	17,612,700	135,450

イ 板橋区舟渡四丁目～新河岸一丁目間外1か所光ファイバーケーブル敷設実施調査設計  
 (特命随意契約、契約金額：577万5,000円)における積算(起工日：平成11.10.18)については、平成11年10月1日改正の代価表を適用すべきところをアと同じく旧代価表を用いたため、表5のとおり、6,300円過大に積算している。

(表5) 板橋区舟渡四丁目～新河岸一丁目間外1か所調査設計正誤比較

費用内訳	正	誤	差額
調査工費用部分			
直接費	1,030,829円	1,033,473円	2,644円
間接費	790,529	793,601	3,072
一般管理費等	274,642	274,926	284
計	2,096,000	2,102,000	6,000
合計積算額(税込)	5,891,550	5,897,850	6,300



# 教 育 庁

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の教育庁における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約496件、総額3億1,543万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、学務部、施設部、人事部、福利厚生部、指導部、生涯学習部、体育部

(2) 事 業 所 多摩教育事務所、総合技術教育センター、教育研究所、多摩教育研究所、中央図書館、多摩図書館、多摩社会教育会館、赤坂・城南・羽田工業・駒場・桜町・都立大学附属・園芸・大泉学園・鷺宮・西・光丘・富士・飛鳥・池袋商業・王子工業・大山・北豊島工業・豊島・西工業・飾野・本所・南・飾・第二商業・野津田・八王子高陵・秋留台・五日市・北多摩・羽村・農業・小笠原各高等学校、工業高等専門学校、久我山盲学校、足立・品川各ろう学校、江戸川・北・光明・町田・王子・王子第二・石神井・立川・七生・水元・港各養護学校

### 3 実地監査期間

平成12年9月4日から同月21日まで

（ただし、小笠原高等学校は、平成12年6月26日）

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

（歳入）

(1) 工事に伴う水道料金の受入れに当たり使用水量の算定を適正に行うべきもの

光丘高等学校は、プール改修工事の検査（期間：平成11.3.19～平成11.3.23）で使用する水道水について、工事請負者のAと水道料金にかかわる負担協定を締結している。

ところで、当該協定書によると、使用水量の計量については、当該検査期間の親メータの計量水量から、通常の推定使用水量を差し引いて求めることとされており、学校は、使用量を374m<sup>3</sup>（親メータの計量水量380m<sup>3</sup>、通常の推定使用水量6m<sup>3</sup>）と算定し、水道料金27万5,059円を受け入れている。

しかしながら、検針記録によると、親メータの計量水量は500m<sup>3</sup>であって、通常の推定使用水量（前年同期実績）が32m<sup>3</sup>であることから、Aが検査期間に使用した水量は468m<sup>3</sup>であることが認められ、その差94m<sup>3</sup>分の6万9,132円について請求漏れとなっていることが判明した。

学校は、工事に伴う水道料金の受入れに当たり、使用水量の算定を適正に行われたい。

（光丘高等学校）

（歳出「重点監査事項」）

（2）印刷物の作成を適切に行うべきもの

各部及び各事業所において、印刷物の作成状況等について見たところ、

施設部は、決算説明資料ほか4件の印刷物について印刷製本請負契約を締結して作成しているが、当該印刷物は、いずれも内部資料として使用するものであり、頁数ないし印刷数量が少ないことから、部内の複写機で作成した方が、経済的であること

総務部は、教育庁の情報紙「教育庁報」（上半期分）を、Bと印刷製本請負契約を締結（契約期間：平成11.4.1～平成11.9.30、発行部数：各月22,600部、推定総金額：427万1,400円）しているが、9月30日発行No.436（支払金額59万3,250円）に誤りがあったことから、再度印刷（10月28日）せざるを得なくなり、結果として、30万8,490円を余分に支払っていること

中央図書館は、中国語図書目録を公共図書館等に配布するため、1,000部作成（作成年月日：平成11.10.22、契約金額：261万4,500円）しているが、実際に配布したのは722部であり、残りの278部のうち、監査日（平成12.9.7）現在、217部が利用に供されず、書庫に保存されたままとなっていること

など、適切を欠く事例が認められた。

各部及び館は、印刷物の作成を適切に行われたい。

（施設部）

（総務部）

（中央図書館）

（歳出「重点監査事項」）

（3）印刷製本請負契約にかかわる契約手続等を適切に行うべきもの

各部及び各学校において、印刷製本請負契約にかかわる契約手続等について見たところ、

施設部は、財務局で印刷している建築工事用器材、機械設備工事用器材及び電気設備工事用器材の指定製作者一覧表と同一の物（印刷物の作成元も財務局と同じ）を作成しているが、部は、当該契約において、財務局での契約状況を検討しないまま、2社の見積比較により随意契約を行ったことから、表1のとおり、契約単価が割高になっていること

北豊島工業高等学校では、平成11年12月15日にCと生徒指導要録ほか9件の印刷製本請負契約を締結（契約金額：34万4,704円、履行期限：平成12.1.21）しているが、成果品について見ると、平成11年11月6日及び7日に実施された<sup>はくあ</sup>白壁祭で使用しているポスター、プログラムが含まれており、契約事務処理が事後となっていること

学務部は、盲学校学力調査問題（点字版）作成において、Dを特命（理由：これまでの実績がある。）して印刷製本請負契約を締結（契約金額：36万8,938円、契約期間：平成11.11.29～平成12.1.25）しているが、同種の印刷については、他の業者でも行うことが可能であり、特命による理由がないこと  
 など、契約方法及び契約手続等に適切を欠くものが認められた。

各部及び学校は、印刷製本請負契約にかかわる契約手続等を適切に行われたい。

（ 施 設 部 ）  
 （ 北豊島工業高等学校 ）  
 （ 学 務 部 ）

（表1）各工事用器材の指定製作者一覧表の契約締結の状況（単位：部、円）

区 分	財 務 局			施 設 部		
	数 量	単 価	契 約 金 額	数 量	単 価	契 約 金 額
建築工事用器材	600	100	60,000	100	240	24,000
機械設備工事用器材	600	65	39,000	350	80	28,000
電気設備工事用器材	600	54	32,400	500	65	32,500
計	-	-	131,400	-	-	84,500

（ 歳 出 ）

（4）契約等にかかわる事務処理を適正に行うべきもの

赤坂高等学校は、廃棄物及びリサイクル品の収集及び処理業務に係る委託契約（複数単価）をEと締結（契約期間：平成11.4.1～平成12.3.31、推定支出総金額：59万7,975円）しているが、事務処理の状況等について見たところ、

学校は、仕様書上、廃棄物の種類及び年間予定数量について、一般廃棄物等6品目で設定（単価も同様）しているのに対し、契約に参加した業者（2業者）は、廃棄物を8品目にして見積書を提出しているにもかかわらず、見積額が契約目途額の範囲内であったことから、仕様書と見積書の調整を行うことなく契約の締結をしていること

4月分の請求額について収集実績及び請求明細を見ると、雑誌類の単価13円のところ雑紙の単価18円で算出したため、4,621円の過大請求となっていること

廃棄物8品目のうち「不燃ごみ」については、年間予定数量を超えているにもかかわらず、新たな契約を締結することなく、超過分に対する処理費用の支出を行っていること  
 など、適正を欠く事務処理を行っていることが認められた。

学校は、契約等にかかわる事務処理を適正に行われたい。

（ 赤坂高等学校 ）

( 歳 出 )

( 5 ) 物品の購入を適切に行うべきもの

多摩図書館及び多摩教育研究所において、物品の購入状況について見たところ、次のとおり、適切を欠く点が見受けられた。

館及び所は、物品の購入を適切に行われたい。

館は、雑誌救急医学ほか443タイトルの購入において、「当該雑誌は、一般流通によらないもので会員制となっているものである。」として、Fを特命して購入契約を締結(契約期間：平成11.4.1～平成12.3.31、契約単価：各雑誌の定価、推定支出総金額551万9,713円)している。

しかしながら、当該契約に係る雑誌について見たところ、専門性の高い雑誌も含まれているものの、相当数のものが他の一般書店でも購入することができるものである。

( 多摩図書館 )

所は、5,000円のタクシー利用券について、当年度の必要数量を超える在庫を保有しているにもかかわらず、平成12年3月3日に180冊購入(購入金額：90万円)している。

そのため、タクシー利用券にかかわる消耗品出納簿及び受払簿を見たところ、当該利用券については、全て平成12年度に繰り越されており、購入の必要のないことが認められた。

( 多摩教育研究所 )

( 歳 出 )

( 6 ) スクールバス運行に係る運行内容の通知を適切に行うべきもの

光明養護学校は、児童生徒の通学用として、スクールバス(特定旅客自動車)13コースを設定し、各コース別に自動車会社と運行契約を締結している。

運行契約によると、学校は毎月10日までに翌月の運行内容を会社に通知し、その内容を変更する場合は、運行予定日の7日前までに通知するものとしており、この通知の後に学校の都合で運行を中止したときは、会社は学校に対し、運行形態に相応する代金の20パーセントを限度として休車補償の請求ができると定められている。

ところで、各コースのうち新宿コース(通学児童・生徒は小学部と高等部)については、Gと運行契約を締結(契約期間：平成11.4.1～平成12.3.31、推定総金額1,225万9,170円)しており、運行実績のうち平成11年7月分を見たところ、学校は、夏季休業期間中の21日、26日及び29日の3日間については、中学部のプール指導を行うとしてGに運行通知をしている。

しかしながら、学校は、新宿コースには中学部の生徒が乗車していないことに気づき、直前になって運行を中止したことから、Gの請求に基づき3日間の運行形態に相応する代金(13

万3,875円)の20パーセントに当たる2万6,775円の休車補償をしていることが認められた。

学校は、スクールバス運行に係る運行内容の通知を適切に行われたい。

(光明養護学校)

(財産)

(7) 薬品の管理を適正に行うべきもの

総合技術教育センターは、生徒実習、教科研究用に使用するために、硫酸、塩酸など40種類の劇物に相当する薬品を購入・保管している。

ところで、当該薬品の管理状況について見ると、センターは、薬品管理台帳を設置し、同台帳に品名ごとに、当初購入時の容量、数量、品種区分については記載しているものの、使用実績等に応じた受入・払出の記録及び在庫数量の把握(厚生省通知昭和52薬発第313号)がなされておらず、適正を欠く管理を行っていることが認められた。

センターは、薬品の管理を適正に行われたい。

(総合技術教育センター)

(その他)

(8) 雨水利用施設設備の維持管理を適切に行うべきもの

・西工業高等学校は、校舎改築工事(平成5年度しゅん工)に併せ、地下に雨水貯留槽を設置し、集水した雨水をトイレ洗浄水に活用することとしている。

ところで、貯留槽については、雨水量が一定水位以下になった場合、工業用水道から補給する仕組みとなっている。

しかしながら、平成11年度のトイレ洗浄水系統、補給水系統の検針記録を見たところ、表2のとおり、トイレ洗浄水は補給水となっており、雨水を全く利用していない。

学校は、早急に原因を調査し、雨水利用設備が有効に機能するよう、維持管理を適切に行われたい。

(西工業高等学校)

(表2) 平成11年度 検針記録による水量

(単位: m<sup>3</sup>)

区 分	4,5月	6,7月	8,9月	10,11月	12,1月	2,3月	年度計
トイレ用水メータ計量	232	256	167	257	199	207	1,318
補給水メータ計量	256	261	217	293	217	224	1,468

2 意見・要望事項

(補助金等)

(1) 補助のあり方について検討すべきもの

体育部は、東京都における学校給食用物資を適正円滑に供給し、併せて、学校給食の普及充実を図るため、財団法人東京都学校給食会（以下「給食会」という。）に対し、その運営等に要する経費として補助金657万円を交付している（平成11年度財団法人東京都学校給食会運営費等補助金交付要綱）。

当該要綱では、補助の対象経費は、給食会が行う各種事業にかかわる事務費及び事業費としているが、補助金の額の確定に当たり給食会から提出された実績報告書に添付された決算書によると、当期収支差額が2,458万余円、当期正味財産増加額が1,614万余円（期末正味財産合計額は13億6,855万余円）となっており、補助金の交付がなくとも、十分に円滑かつ安定的な運営が行われたものと認められた。

部は、給食会に対する補助のあり方について、見直しを検討されたい。

（ 体 育 部 ）

（その他）

(2) 学校医の執務内容等その記録方法について指導すべきもの

都立学校は、学校における保健管理の専門事項に関する技術及び指導に従事させることを目的として、学校保健法（昭和33年法律第56号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、医師（以下「学校医」という。）を東京都非常勤職員（専門的非専務的非常勤職員）として任命し、月額による報酬を支出している。

ところで、八王子高陵・西工業・光丘・富士高等学校ほかで学校医（内科、眼科、歯科、耳鼻咽喉科）の執務状況について見たところ、各校とも、学校医は健康診断だけでなく、学校保健安全計画の策定・実施への関与、生徒の健康相談及び心の健康問題等に対応しているとしているものの、執務記録で確認できたのは、各校の各診療科とも、一部を除き定期健康診断のみであった。

学校医に対し報酬を支出していることから、体育部は、各校に対し、学校医の執務内容等が的確に把握できるよう、その記録方法について指導されたい。

（ 体 育 部 ）

（その他）

(3) 樹木剪定の委託契約にかかわる予定価格の設定方法について検討すべきもの

構内に樹木を植栽している多くの都立学校は、その形姿を整え良好の成長を図ることを目的として、造園業者等に剪定作業の委託をしている。

この樹木剪定にかかわる作業内容は、樹木の枝葉の切取り、切り取った枝葉の搬送及びその処分、当該委託費用の積算は、枝葉の切取りについては、樹木の種類（常緑樹又は落葉樹）、樹木の形状・寸法（幹回り）や剪定方法（基本剪定又は軽剪定）により、また、搬送及び処

分については、枝葉の切取り量などにより、求めることとなる。

しかしながら、王子工業高等学校ほか6校において、樹木剪定の委託契約にかかわる予定価格の設定状況について見たところ、

各学校とも、作業内容に沿った予定価格の設定がなされていないこと

枝葉の切取りにおいては、形状・寸法に対する単価設定が各学校間でまちまちとなっており、常緑樹・落葉樹の区別もしていない学校があること

各学校とも、枝葉の切取り量の把握がなされていないこと

搬送及び処分費用について、諸経費として設定しているものの、その算定根拠が明確となっていないこと

など、各学校において統一された処理がなされていないことが認められた。

学務部は、各学校における契約の実態を把握し、各学校で適正な契約がなされるよう、予定価格の設定方法等について検討するとともに指導に努められたい。

( 学 務 部 )

# 警 視 庁

## 第 1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成 11 年度の警視庁における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成契約」を重点監査事項として設定し、予定金額 10 万円を超える契約 186 件、総額 3 億 6,290 万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、刑事部、生活安全部
- (2) 事 業 所 中央、久松、三田、大崎、大森、玉川、渋谷、野方、荻窪、大塚、池袋、赤羽、西新井、竹の塚、城東、小岩、府中、小金井、田無、日野、小笠原各警察署

### 3 実地監査期間

平成 12 年 5 月 29 日から同年 6 月 14 日まで  
（ただし、小笠原警察署は平成 12 年 6 月 26 日）

## 第 2 監査の結果

### 1 指摘事項

特に指摘する事項はない。



## 選挙管理委員会事務局

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査対象事務

平成11年度の選挙管理委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約24件、総額1,161万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 選挙管理委員会事務局

#### 3 実地監査期間

平成12年10月11日

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

## 人事委員会事務局

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査対象事務

平成11年度の人事委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約20件、総額6,125万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 任用公平部、試験室

#### 3 実地監査期間

平成12年9月25日及び26日

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

## 監 査 事 務 局

### 第1 監 査 の 範 囲

#### 1 監査対象事務

平成11年度の監査事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約件数11件、総額379万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 監査事務局

#### 3 実地監査期間

平成12年9月25日

### 第2 監 査 の 結 果

#### 1 指 摘 事 項

特に指摘する事項はない。

## 地方労働委員会事務局

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査対象事務

平成11年度の地方労働委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約14件、総額519万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 地方労働委員会事務局

#### 3 実地監査期間

平成12年9月25日

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

## 収用委員会事務局

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査対象事務

平成11年度の収用委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約2件、総額169万余円を対象として実施した。

#### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 収用委員会事務局

#### 3 実地監査期間

平成12年10月11日

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

# 議 会 局

## 第1 監査の範囲

### 1 監査対象事務

平成11年度の議会局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「印刷物作成経費」を重点監査事項として設定し、予定金額10万円を超える契約46件、総額1億2,103万余円を対象として実施した。

### 2 実地監査場所

(1) 本 庁 管理部、議事部、調査部

### 3 実地監査期間

平成12年10月2日から同月10日まで

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

(歳出「重点監査事項」)

(1) 印刷物仕様書の作成を適切に行うべきもの

調査部が印刷物作成契約を締結するに当たって作成している仕様書について見ると、その内容が十分検討されていないため、表1のとおり、実際に納品された成果物とページ数が著しく異なっており適切でない。

部は、印刷物の作成に当たり内容を十分検討し、仕様書でページ数を適切に指示し発注を行われたい。

( 調 査 部 )

(表1) 仕様書に適切を欠くもの

契 約 件 名	契 約 金 額	仕 様 書 の 総 ペ ー ジ 数	納 品 さ れ た 印 刷 物 総 ペ ー ジ 数
第2回東京都議会政策 研究会資料	176,400円	120ページ 程度	212ページ